

○議長（山須田清一君）：日程第7、これより一般質問を行います。

通告の順に従い発言を許します。

7番、山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：おはようございます。それでは通告に従い、いくつか質問をいたします。

まず、スポーツ振興についてですが、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が、平成23年に50年ぶりに、スポーツ基本法として改正されました。これにより、スポーツを取り巻く環境や、スポーツに対する認識の変化に対応できる、現代にふさわしい法が整備されました。この基本法の中では、政府と地方自治体のスポーツに対する役割についても触れられています。これを踏まえて、スポーツ振興について質問いたします。

本年度から、村の施策として公共施設の使用を規定団体や村民に対し原則無料としましたが、その中にはスキー場、パークゴルフ場、スポーツセンターなど、スポーツ関連施設が含まれております。これは、村民の健康促進に貢献するという目的が含まれているとの認識をしておりますが、寒冷地である本村は、野外ではスポーツをする期間が短く、その貴重な時間の中で住民はスポーツに汗を流しております。

また、今年は日本ハムファイターズの2名の選手が、本村の応援大使に任命されました。この機会を逃すことなく、本村に招いて講演や野球教室など、企画を積極的に計画し実行するべきと考えます。それにより、住民のスポーツに対する関心が大きくなり、さらなる健康促進に貢献するものと思っておりますが、現在、具体的な企画が練られているのかお聞きします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。今年の冬はですね、大変寒さが厳しく、その上、先週もそうでしたが、週末になると大型の低気圧が上陸いたしまして、暴風雪等で天気が荒れます。その影響もございまして、スキー場も操業できない日が多々あったと聞いております。そのような中で、料金を無料にした影響かどうかは定かでは

ありませんが、スキー、スノーボードの利用者が悪天候の割には多かったと、先のスキー大会で報告を受けておりました。私も大変嬉しく思っております。健康増進のために、できるだけ多くの方に村内の施設を利用していただきたいと願っているところであります。

ただ今の質問にお答えいたします。皆様御存じのように、この度、日本ハムファイターズの猿払村の応援大使として、陽岱鋼（よう だいかん）選手、ブライアン・ウルフ投手が選出されました。私も日本ハムのこの企画を知った折には、すぐ球団事務所に駆けつけて、あいさつに行ったところでございます。議員おっしゃるとおり、この機会を逃すことなく様々な企画を計画したいと思っております。

今、計画されております企画は、両選手を猿払村に招き、小中学生を対象とした野球教室と交流会開催の企画書を球団事務所に提出しております。実現すればシーズンオフになると思いますが、現状においては選手の活動に関する企画については、今しばらくお待ちしていただきたいとの回答をいただいているところでございます。また、他の企画で御承認いただいておりますものは、北海道日本ハムファイターズ応援大使記念キップの作成と発行、村観光協会のホームページへの北海道日本ハムファイターズ応援大使活動報告としての掲載、及び2013さるふつ観光まつりへのお祝いビデオメッセージとなっております。今後も様々な企画を球団にお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：今後、様々な企画が練られていくと思っております。公共施設の無料化によって住民が施設へ足を運びやすくなり、利用機会が増すのではないかと考えております。また、本村へプロのスポーツ選手が公式に訪れることは稀なことであり、住民もこれに対し大きな関心を寄せております。是非、早めの周知徹底をお願いしたいと思います。是非、この機会を有意義に活用していただきたいと思っております。

本村ではスポーツに対する住民の理解は大きなものがあり、特に子どもたちの活動には教職員や父兄

の長年にわたる指導やサポート等により、優秀な成績を残しているスポーツがたくさん存在しています。また、優秀な成績を残すことは本人は元より、本村にとっても誇りであります。子どもたちは大人の決めた事柄に従わなければならない弱者であります。その子どもたちが、より良い環境で活動できるような体制づくりをすることが我々の責務であると思えます。

本村にはスポーツ少年団という組織が存在します。本来の業務は少年団活動の全般のサポートであります。しかし、現在の活動状況は、遠征時の送迎、保険業務等が主であり、それぞれの各少年団が個々に活動しているのが現状であります。そのため、最近では施設の老朽化、トレーニング用品や備品の破損等により活動に支障が起きている現状も見受けられます。また、備品の購入や修繕が必要な場合、父兄がその経費を負担しており、その結果、父兄の負担増に繋がっております。また、各家庭の意識の違いなどもあり、子どもたちが十分な活動ができないという事態も懸念されております。

本来、スポーツ少年団は、それぞれの少年団の中心的存在であり、取りまとめ役であります。活動に支障が起きた場合、この解決に取り組まなければならないと考えます。しかし、現在の体制では思いどおりの活動ができないのが現状であり、体制の見直しをし、強化促進するのが必要であると考えますが、考えをお聞きます。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：ただ今の御質問にありましたように、猿払村の少年団は熱心な指導、そして保護者のサポートにより素晴らしい活躍をしてくれています。スポーツ少年団本部のあり方についての問いということで、お答えさせていただきますけども、他町村では御指摘のあったように、体育協会の傘下として一つの団体の中でやっていくという形もありますが、猿払村では、今までの中では本部の役割を、スポーツ少年団の登録、それから管内事業に関する開催、そして施設の提供、保険の加入等々と規定しております。御指摘されたとおりでございますが、その中で、そういう経過になってきた

のが、やはり自分たちの思うとおりに、他から拘束されないでやっていくという単独の組織の集まりとして運営され、そして自主的な運営を保障してきた、という形の経過になっているようでございます。

議員御指摘のとおり、スポーツ基本法が改定され、多様なニーズに応じていけるようなものになっているというところでいけば、指導者たちと、そして、その体制や運営のあり方の声を聞いてですね、今後の見通しや、あり方を検討していける形にしていきたいなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：送迎や事務的な業務での支援活動は父兄の負担を軽減しているのは事実であり、今後とも継続されることを、是非とも期待しております。スポーツ少年団の再編成に関しては関係各位と協議を重ね、より良い組織づくりをしていただきたいと思っております。また、近年、少子化が叫ばれておりますが、子どもたちの数も全体的には減少していると思っております。その少ない子どもたちの中で、これだけの成績を収めている猿払村の少年団の子どもたちは素晴らしいと。正にこれは村の宝であると、私も思っておりますので、是非とも御協力をお願いしたいと思っております。

では、次の質問ですが、北海道教育委員会では、第2次北海道スポーツ振興計画において、全道の各市町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを設置することを目標とするとの指針を述べておりますが、その数は年度ごとに増えてきております。これは、この施策が有意義なものであると認められてきていると考えます。

近年、少子化により少年団の子どもたちの数が少なくなり、活動自体ができなくなっている自治体が増加しており、その対策に苦慮しているのを耳にします。また、何か運動をして健康促進に努めたいと考えている高齢者の方もたくさんいます。そこで、現在、国や道が推奨している総合型地域スポーツクラブを立ち上げている自治体が数多く存在します。現在、道内105の地域に144クラブが登録されており、今後もさらに増加すると思われま

す。これは、全ての世代が多種目にわたり参加でき、地域の活性化やスポーツ参加率の向上、高齢者の生きがいづくり、若年者の社会参加の切っ掛けなどに貢献し、その結果、医療費の削減、地域教育力の向上や世代を超えた交流にも繋がるものであります。

また、クラブ設立や運営費などに関し、国や道は中長期にわたり支援を行うというものであります。この事業を展開し、地域の活性化に繋げる努力が必要であると考えますが、本村においても前向きに総合型地域スポーツクラブの立ち上げの検討をするべきと思いますが、その点について考えをお聞きます。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：スポーツで人を繋いで住みよい地域づくりに貢献するという考えを提示していただき、検討してはどうかという質問と受け止めながら、お答えさせていただきます。全ての方が自分の体力や技能に合わせて運動できる環境を作るという総合型地域スポーツクラブ。これは議員のおっしゃるとおり健康、生きがい、そして技能向上というものを旨とした素晴らしいものだと思います。管内的にも枝幸町のほうで進めているというようなことが聞かれておりますから、有効性があるものではないかなというふうに考えています。

総合型地域スポーツクラブは、地域住民が出し合う会費で寄附や何かを元にしなが、自主的に運営するNPO法人の形を使うということで、文部科学省のほうの認定要件にもなっております。そういうことからですね、そのままの活用は猿払村では、なかなか難しさも伴うかもしれませんが、今、議員の御指摘にあったように本村の実体に則した形で、総合型地域クラブの趣旨を反映できるようなサンプリングした少年団活動を通して検証しながらですね、費用の面への支援に繋がるものがあるかどうか、スポーツ振興くじ助成金などの活用も含めてですね、検討していきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：この総合型クラブは、既存の枠組みに囚われないものであります。結果的

に幅広い効果を生むことが、既に実証されているものであります。このような体系は、この少子化時代に、今後ますます、おそらく他地域でも数多く存在していくのではないかと考えております。ほかの地域では、いろいろな総合型地域スポーツクラブがあるようですが、中には、本当に数の少ない三、四十人の、例えば登山クラブだとか、そういうものも認定されているようなものもあるようでございます。今後とも猿払村に適したような総合型地域クラブの設立に向けて検討をお願いしたいと思います。

では次の質問に移ります。高齢者の就業機会について質問をいたします。本村では地域柄、若い年齢層において就業率は他市町村よりも高く推移しておりますが、高齢者の就業機会は、ごく僅かわずかであると考えております。定年を迎え、まだまだ健康で十分働くことができる方々がたくさんおります。また、指定管理者の業務以外で行政が定期的に就労を必要とする業務が存在します。行政と高齢者の関係において、需要と供給のバランス、つまり、仕事をする人を求める側と、仕事がしたい人がいれば、諸問題が解決できるものであり、その関連について質問をいたします。

少子高齢化により労働人口が全国的に減少している中で、本村においては労働人口の比率は、宗谷管内においては比較的高い比率を維持しております。しかし、高齢化の波は確実に訪れており、定年を迎えた方々が数多く存在します。その中で、定年後に都市部の家族の元へ移住される方や、健康不良により移住を余儀なくされる方が数多くおり、長年暮らしたふるさとを後にしております。また、素晴らしい技術を持ちながら、それを生かせず、時間を持て余している高齢者の方もたくさん存在します。このような方々が、住民のためや健康のために働ける場所の提供をすることも行政の使命と考えています。

本道には、シルバー人材センターが現在35市町村に設置されておりますが、補助金を受け取るための設置要件は会員数100人以上、年間就業延べ数5千人日以上など、厳しいものがあります。道庁が現在、過疎地域にも活用できる施策の要望を国に対して行っているとのことですが、条件を満たしてい

なくてもシルバー人材センター連合会の講習会などに参加することを目的とし、賛助会員として登録し、独自の活動をしている市町村が数多く存在しています。本村においても高齢者の健康促進や人口減少対策の一環として取り組むべきと思いますが、考えをお聞きます。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：それでは、ただ今の御質問にお答えをいたします。近年、本村の出生率を見ますと、道内でも比較的高くて、12月議会でも村長の発言にありましたように、特に平成24年度は、この3月予定者を含めますと41人の子どもが誕生するという見込みでありまして、大変喜ばしいことであります。一方、御指摘のように高齢者の方々、これは昨年10月1日時点でのデータですけれども、高齢化率で申しますと、12年前、これは介護保険制度が始まったという、そういう視点で12年前というふうに今お話ししますが、本村では20.5パーセント。現在は、昨年10月1日時点で22.2パーセント。全道179市町村の中でというふうに比較をいたしますと172番目。つまり、高齢化の非常に遅いという所ではあります。しかし、波は緩やかですけれども進んでいるというのは間違いのないことでございます。

また、就労ということでの今、御質問がありまして、就労人口から見ますと65歳以上の人口が612名ほど、今いらっしゃいますけれども、季節就労を含めて112名の方が就業中というデータになっておりまして、要介護等です、就労不可と、理由が明らかな方を除くと、私どもの試算では約370名ほどの未就労の高齢者がいらっしゃるのかなというふうに捉えています。しかし、これはですね、最高齢の方まで含めた数ということになりますから、この方々の全てが就労可能かどうかということは別にしましても、議員が御指摘のとおり素晴らしい技術を持っていらっしゃる方、未就労の方です、それから、機会があれば自分のできる範囲で地域に貢献をしたいと、そのように考えていらっしゃる方

が多くいらっしゃるのかなというふうにも思っております。

御質問のシルバー人材センターに関しましてはですね、既に御存じだと思いますけれども、高齢者等の雇用の安定等に関する法律によって雇用によらない臨時的、短期的な就業または業務を組織的に提供するというようになっておりまして、仕事の需要とおっしゃるとおり人材の供給ということで、そこを確実にコーディネートをしていくと。こういった仕組み、そして、それをマネジメントしていくと、このあたりの体制が大変重要なことなのだと、このあたりの体制が大変重要なことなのだと聞いております。近隣では稚内市で既に平成元年から、確か元の高齢者事業団からですね、シルバー人材センターに平成元年に仕組みが変わって稼働しておりまして、立ち上げ、それから稼働後のコーディネート、あるいは運営や体制の状況だとか具体的な対応などを御教授をいただくようにですね、まずは行動をさせていただきたいというふうに村としても思っております。その上で、本村において実用的な生きがいの場づくりとしての活用の視点も含めて体制づくりの困難というのが課題としてあるようですけれども、そこを視点にですね、実現の可能性を探ってまいりたいというふうに思っております。

なおですね、高齢者の方々の能力を生かす、あるいは生きがいに繋げる場、取り組みということについてはですね、遅まきながら福祉サイドと連携をしながら教育委員会によってですね、本日の前段の教育長の教育行政執行方針の中でも触れておりましたけれども、社会教育のあり方だとか、高齢者の教育の進め方というようなことで触れておられました。生涯学習の視点で動き出していることもありますので、こういったことは、私は世代間交流だとか、障害を持つ方々の地域での生活や就業に繋がる可能性も含めて、そういったものが展望ができるかなというふうに認識しておりますけれども、可能であれば教育長のほうから若干、御紹介をいただければ大変ありがたいと思います。以上です。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：ここにシルバー人材センターのパンフレットがありますが、その中に、社会の宝シルバーパワーと書いてあります。まさしく、そのとおりでと思います。病気がちの方や、健康に障害のある方は、これもう仕方ないと思います。今、副村長がおっしゃったように、パーセントで見ると、たくさんいるようですが、実際に自分にやる気があって働ける人。本当に何かで役に立ちたいと思っている高齢者の方。このシルバー人材センターの枠に当てはめると60歳以上になってしまいますけども、65歳以上と考えたとしても、まだまだ本村にはたくさんの方がいると、私は理解をしております。その方たちが何をしたいかわからないと。それで、何もすることがないのであれば、自分の子どもたちがいる都市部へ移住してしまおうとって移住した方も、私はたくさんいるのではないかと理解しています。

先ほど村長の行政執行方針の中に、人口減少が進む中で本村は敢えて人口増に取り組む、ということをおっしゃられました。まさしく、こういった小さなこと。いや、小さくはないですけど、そのことに繋がっていくのではないかと私は思っております。また、他町村も同じような問題を抱えております。この諸問題というものに特効薬というものはないと考えています。今できる最大のものを少しずつ前進させていかなくてはなりません。しかし、その中でスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っております。

最後ですが、先ほど副村長がおっしゃったように、教育長も何か一言答弁をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：高齢者も含め、いろいろな人たちが生きがいを持って生きていけるということで御質問をされている熱い思いが伝わってまいりました。教育委員会でもですね、技術を持っている方がたくさんいらっしゃるということでは、具体的な例として、鬼志別にあった藤田商店さんの、さくら餅、うぐいす餅を復活させたいと。それで今、その藤田さんにですね、習いに 行っている方が

いらっしやると。そこの学習の場を作って、先日、それで1回やってみました。そういうふうにご指導をいただいているときに、大変元気な、いい顔でですね、伝えてくださったり、そして、習っていた方々が、私たちが今度は自分たちでやって、また教えてもらって、そして、それがまた、いろいろな人たちに大きく広がっていくような形になったらいいなという、とてもいい笑顔で伝えてくれました。そういうところを一つずつやっていきたいなということを考えていますし、先日はですね、堀井さんから昆布を提供していただきまして、昆布で、いろいろな織物みたいな感じで作りながら、出汁に昆布が必要になると。それを、自分が、私が作りましたという顔を入れながら、販売ができたりするような形になって、感謝されたりするようなどころに持っていきたいなと思っています。先日、1回目をやってみたらですね、大変いい関係で作ってはくれましたけど、なかなか難しさもありましてですね、保健福祉課の荒井課長のほうが、教育委員会だけじゃなくて、うちのほうとも一緒にやっという誘いを受けて、先日も会議をしたところでございます。

そういう意味では、これから議員御指摘のところをですね、豊かな環境になるような形で少しずつでも歩めたらいいなというふうにご指導をいただいているところで

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：大変素晴らしいお話をありがとうございます。今、思ったことなのですが、こういう問題を解決するには多分、紙の上にご指導をいただいても仕方ないと思います。これは、いろいろな方が集まってもらって、いろいろな議論をして、いろいろなアイデアを出して、そして取り組んでいかなければならないものだと思っております。今の答弁の中でも、私の認識では、これは前向きに取り組んでいくのだなというふうな印象を受けました。しかし、もう一度言いますが、その中で、是非ともスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山須田清一君）：次に4番、太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：それでは、一般質問
通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

先月の北海道新聞に、北海道大学の金子教授の
30年後の北海道とコミュニティーという文章に、
大都市でも過疎地域でもコミュニティーが維持でき
る要件には、住まい、商店街、小中学校、医療機関、
ガソリンスタンド、交番などがあり、最低限必要な
ものがなくなっていくと限界集落が発生し、最終的
には集落を捨てて街に移住する人々が増えることに
なる、という文章が載っていました。

猿払村において、辛うじて商店街といわれている
鬼志別商店街も、商店経営者の高齢化、経営環境の
悪化等により、商店、商店街会員の減少を招いてい
ます。現在、商店を営んでいる方々も5年後、
10年後には、どんどん年齢が高くなり、限界が来
るのではと危惧するところですが。このような状況は
道内の商工会加盟地域にとっても同様な状況で、有
効な対策がない状況です。商工会、各商店がそれぞ
れ知恵を出し合い、もっと頑張る必要があるとは十
二分に認識しています。しかし、スタンプ事業を行
っていた猿払村商業協同組合も加盟店の減少、売り
上げの減少により、今年度をもって解散を余儀なく
されております。

これ以上の商店の減少は連合売出し、イベント等
の共同事業の継続が難しくなり、さらなる購買力の
流出に繋がり、日用品を買い物する商店がなくなる
事態も危惧されます。商店を増やす、あるいは現状
の商店数を維持していく必要がありますが、各商店、
後継者がいないのが現実です。後継者の育成、新た
な商店の担い手支援が必要であると考えます。

商店街、商店は、商業という枠に止まらず、地域
コミュニティーの核として住民生活で重要な役割を
果たしていると思います。商店街をなくさないため、
後継者の育成は元より、新たに出店にチャレンジ
する人のIターン、Uターンを呼び込めるような、
また、定年になり、この地域で商売を始めたいと考
えられるような施策が必要であると考えますが、ど
のようにお考えか質問いたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えい
たします。以前にもお話いたしました。今、議
員がおっしゃった鬼志別商店街に関しましては、議
員も御存じのように私が生まれ育った商店街でござ
います。思い入れも、ほかの人よりは十分持っ
ておりますし、また、今のお話を聞きながら、昔の
天北線があって、朝一番の汽車が来ましてね、たく
さんの人が降りてくるという、私の店の前を通って
いくという風景を思い出しておりました。そのよう
な時代は、なかなか難しいかもしれませんけども、
全力で取り組んでまいりたいなと思っております。

質問に答えます。議員がおっしゃる通りに商店街
は過疎化が続く我が地域においても重要な役割を果
たしております。地域が存続する限り、必要不可欠
であります。村内のですね、商店関係を見回しても
ですね、後継者問題につきましては、私も大変、非
常に危惧しているところでございます。今後、数年
経って後継者がおらず商店が閉店したり、空き店舗
などが増えることになりましたら、まちづくりとい
う観点からも非常に危機感を感じているところでご
ざいます。

今後、地域コミュニティーの情勢、商店街全体の
活性化等の観点から商工会等関係機関と施策を協議
してまいりたいと考えております。例えば、空き
店舗で高齢者向けの支援サービスを提供する店、ま
た、若者や子どもたちの居場所づくりになるような
店などをですね、商工会と助成などを含めながら今
後、速やかに検討してまいりたいと思っております。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：村長も危機感を持っ
ている。私たち商工業者も同じように危機感を持
っております。ただ、本当に新規に出店するのは、
かなり難しいのかなと商工会自体も考えていると
ころです。

再質問をさせていただきますけども、この地域に
住んでいる方々は、身近で買い物ができる商店、本
屋さん、文房具屋さん、金物屋さん、食堂、居酒屋
と、地域の生活を楽しむ上で足りないと感じている
と思います。開業に必要な資金の助成、改装資金の

助成等、様々な対策を施さないと、なかなか新規の出店は難しいのではと考えますが、新たな出店、開業の補助をどのように考えるのか、再質問させていただきます。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：先ほども答弁いたしました。新たな出店等に関しましてはですね、行政としても支援なり助成などをしてまいりたいと考えております。しかしながら、無計画に行うということも、なかなかできませんので、きちんとした計画を持って関係機関、商工会と打ち合わせをしながら行ってまいりたいなと思っております。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：是非ですね、新しい人を呼び込むためにも助成、補助の検討をしていただけだと思います。商店街が活性化していくためには新しい行動力を引き起こす若手を中心とした事業者の育成が大事だと考えます。

しかし、経験もなく、お客さんのニーズも分からない中、新しく店を建てるのは難しいのではと考えます。一定期間経験を積めるようなチャレンジショップ。ワンデイシェフ、一日料理人方式ですね、によって料理を趣味とする村民が日替わりでレストランを経営。あるいは趣味で作った商品を週末に販売できるような施設が商店街にあると、新しい地域コミュニティの担い手を確保できるのではと考えます。お洒落な、気軽な交流の場が商店街の賑わいの創出に繋がるのではと思いますが、そのような施設の建設は考えられないのか、質問をさせていただきます。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。今年に入りまして、この1月より商工会青年部が中心となりまして、さるカフェと称する触れ合いの場を提供していただき、大変好評を得たところであります。運営していただきました商工会青年部、また商工会には心より感謝申し上げます。

ただ今の質問にお答えいたしますが、今、全国各地で行われている商工会、行政が主体となり空き店

舗対策の一環として行われるチャレンジショップといわれるものの建設に関しましてはですね、現状では考えておりません。議員も御存じのように、このチャレンジショップは商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、空き店舗の一部を店舗開業希望者に期間限定で格安に賃貸する支援事業となっておりますので、今後においてはですね、その実現の可能性があるのかどうか。希望者がいるのかどうか。空き店舗等があるのかどうか等、様々なことをですね、商工会とですね、検討してまいりたいと考えております。その際にはですね、先ほども申し上げましたが国、道の補助金制度、そしてまた、村の助成も含めましてですね、協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：今、村長の答弁にありました、青年部がやっているサロンですけども、ちょうど私がサロンに行ったときにですね、若いお母さん方が子どもたちと一緒に何人か来て、お話ししていらっしゃいました。本当に、この村にも気軽にそういう所に行ける場があると、若いお母さん方にとっても本当にいいのかなと、私自身も感じたところでございます。今、村長も、空き店舗対策で言いましたけども、私たち商工会としても、そのような施設を是非、望んでいきたいと思っております。

商店街、売上の減少、商店経営者の高齢化等により瀬戸際に来ています。商店街の賑わいの創出と活性化を工夫し効果的な事業を商工会としても検討しているところです。しかし、商工会、商店としても独自の事業を展開するのは、自ずと限界があります。行政の連携、協力は必要です。先ほど村長が、商工会と協力していきたいとおっしゃいましたが、私たち商工業者としても知恵を出し合い、一緒に歩いていけたらと思います。今は運転をし、地方へ買い物に行かれています方も、いずれ高齢になります。運転に自信がなくなり、運転ができなくなったとき、日常の買い物が満足にできるか心配ですし、地域に買い物をする商店がなくなることは、高齢者の方が家から出る機会を減らします。いろいろな方と日常的に触れ合い、コミュニケーションを取る買い物をす

る楽しみが失われます。是非、高齢者の方を始め、子育て世代が商店街に足を運び、利用できる休憩施設。その中で、作品展示や体験販売ができるスペースを作り、商店街を活性化させていただけるよう、行政のほうにも御協力をお願いしたいと思います。

次に、猿払村人材育成基金についてお尋ねいたします。猿払村人材育成基金条例は、平成2年3月に、猿払村の人材育成及び住みよい環境づくりと個性あるまちづくりを推進するために必要な事業の財源に充てるため、猿払村人材育成基金を設置し、その額は3000万円となっています。運用の基本方針として、共働精神に基づく地域の特性を生かした創意と工夫による個性あるまちづくりの推進事業並びに猿払村の将来を担う上で必要な住民の知識、教養、見分を広げ、ふれあいの大切さや、人に対するの優しさ・暖かさを持った猿払村の明日を築く人材を育てるために、国内外を問わない交流並びに人材の育成に役立つと認められる事業に、助成金が交付されることとなっています。

猿払村でも様々な地域の活動や村の活性化に繋がる活動をしている方々、団体などがある中で、その取り組みを継続させるためには、必ず世代交代という課題が生まれてきます。そうした中で、いかにその活動やイベントなどを提唱していくか。また、新たなものを創造していけるかというのは、やはり、次代を担う若者たちに懸かっているのだと思います。村のために、地域のために何かやりたいと思っている方々。本当に貴重な存在ですし、この基金を使い積極的にサポートをしていくべきだと思います。

質問です。現在の基金の残高、過去3年間のこの基金を使ってどのような事業が行われたのか、また、過去の事業をどのように評価しているのか、質問いたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：私も、この人材育成基金に関しましては、できるだけ多くの方に活用していただきたいと心から願っております。

さて、ただ今の質問にお答えいたします。人材育成基金条例は平成2年に制定され、同基金を活用する人材育成事業助成規則の下、団体や個人が個性あ

るまちづくりの推進や人材育成の活動などに助成を行っており、今年度末の基金残高は2460万7千円となる見込みです。助成実績としては、今年度は5事業、一部は完了前ですが、203万5千円の助成額となっております。具体的には、さるふつの凧の会による内灘町との姉妹町村交流事業、国際交流協会によるオジョールスキイ村との学童交流事業、海流座実行委員会による海流座猿払公演、商工会青年部による鬼志別商店街活性化事業さるカフェ、冬を楽しみ隊実行委員会によるスノーフェスティバルとなっています。

昨年の平成23年度は3事業、村民ピアノコンサート実行委員会によるピアノコンサート、冬を楽しみ隊実行委員会、国際交流協会で218万5千円。一昨年の平成22年度には2事業、村民ピアノコンサート実行委員会、冬を楽しみ隊実行委員会で22万円となっております。

事業の総括は、それぞれの団体が工夫を凝らした内容で実施されており、本村のまちづくりや人材の育成、地域や団体の活性化に寄与していると評価しております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：村長の答弁に、できるだけこの基金を活用していきたい、また、村民のためになっている、これで地域の活性化に結び付いている、という答弁があったわけですが、これからの地域の活動の担い手として活動していただける人。イベント等で地域を盛り上げようと思っただけの人。それらの方々を発掘し、活躍の場を提供し、サポートするのも行政の仕事ではと考えますが、先ほどの答弁にありました年間200万円近い補助金。もう少し活用してもらったらいいかなのと思ったところですけども、この人材育成基金を使って事業を行っていくためにですね、この人材育成基金をどのようにアピールし、使っていただくようにしているのか、質問させていただきます。

○議長（山須田清一君）：坂本財政企画課主幹。

○財政企画課主幹（坂本秀喜君・登壇）：御質問にお答えします。この人材育成事業基金、規則につきましては、7年ほど前までは広報の4月号等で活用

についてのPRをしてきておりました。その後、利用される団体が、かなり特定化してきたということもあって、その後は特に広報活動はしておりません。今年度、広報の4月号で改めて広報しようとは思っていましたが、具体的なものとしては行っていないのが実態です。ただ、私どものほうにイベントの開催の考えがあるという情報がありましたら、財政企画課企画係のほうから、この規則についての御説明をさせていただいて、活用の是非についての判断をしていただいているというような状況です。具体的な取り組みとしては、ちょっと行っていない時間があるという実態です。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：7年ほど前まではやっていたけど今現在やられていないと。このような基金があるのを知っている人ですね、そういう人は本当に少ないのかなと思います。そのために活用が、ちょっと足りないのかなと感じています。行政の情報。当然、役場職員の方々が圧倒的に持っているわけです。基金を活用し、地域を盛り上げていただくために、もっと基金のアピールが必要ではないかと思えます。

地域を盛り上げようとする人、発想と行動力があれば実行できるし、システムづくり。そのような環境が大切ではないかと思えます。例えばですね、先ほど、相談に来ればそれなりの助言をします、というような答弁もありましたけども、役場職員がですね、イベント、あるいは地域の活動へ、職務ではなく自主的に参加する環境を作る。役場職員が地域で活動する。イコール、それは行政ではないわけですが、しかし職員がですね、専門知識を生かし、地域の自主的な活動をですね、行政や専門機関へ繋ぐことができれば地域はもっと活性化するのではないかと思えます。地域活動に取り組む職員を育成する、そのような意識を持った職員を育てる必要があると思えますが、どのようにお考えか質問いたします。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：議員のほうから、まちづくり人材育成の事業に係わって、役場職員も

人材の一人として育成をすべきだという、そういった御指摘でございます。

先の議会でも、お話を私のほうからさせていただきましたけれども、職員の職務専念義務。これに係わってですね、地域活動、あるいは自治会活動、あるいは子どもたちの指導に係わること。そういったことを、諸々をですね、範囲を広げて、それが計画的に、仕事に影響がない、調整できる範囲であれば、積極的に職務専念義務を免除をするという規則をですね、村が定めたところありますので、これをさらにですね、職員にきちんと理解をさせ、日ごろの活動に、行動に結び付けるように副村長としても、きちんと指導していきたいというふうに思います。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：是非、職員の方々も地域のイベント、行事に参加していただき、地域を盛り上げていただければと思います。

次にですね、助成規則の中の第5条。助成期間は、単年度とする。ただし、同一団体及び個人等による同一事業は、原則3年以内を当該条例対象期間とするとありますが、地域を担っていく人材を育てる。子どもたちに愛郷心を持ってもらえるような、楽しんでもらえるようなイベントを作り実施する。個人、団体が、その事業を継続し運営する。経費的に非常に厳しいものがあると考えますが、原則3年以内と期限を設けた理由をお尋ねいたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えをいたします。人材育成事業助成規則は、制定後、8度の改正を経て、現在のまちづくり人材育成事業助成規則となっております。御質問の、助成期間の3年以内については、平成17年度の改正時に加えられた条文で、北海道が実施していた同様の補助制度、地域政策総合補助金運用方針を参考にしての追加であり、この継続期間3年間で自立を目指してほしい、という考えがあったようでございます。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：道の規則に従って平成17年度に改正されたということですけども、補

助金は村の貴重な税金で賄われています。慎重に、効果的に使っていく。分かることです。3年間で、ある程度の成果を期待する。それも分かりませんが、しかし、補助金の決定に当たってですね、担当職員が、その事業の方向性、目的を十分に検討し、話し合い、指導していくことで、3年間という期限は必要なく、それを続けても、らって村を活性化させていただくほうが良いのではないかと考えますが、どのように考えるか質問いたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。確かに、そのような考え方もあると思います。議員も御承知のとおり、先ほどの第5条の第2項にですね、前項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認める事業については、この限りではない、という一項がございますので、ある程度運用することは可能かとも思いますが、次の質問とも関連しますけれども、検討してまいりたいなと思っておりますのでございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：自分たちの地域にしっかりと目を向け、知恵と汗を出しながら、自分たちができることは何かを考え、知識の意識を高めていく。これからの地域の担い手となる人材の育成は非常に重要だと思っております。3年といわず、地域を活性化していくために、できるだけ長く継続し、その中で新しいものを創造していく、高めていくような指導が大事ではないかなと思っております。

次に、助成規則第6条。助成金の交付の対象となる経費は、助成対象事業に要する経費のうち、必要と認められる経費とする。ただし、機器整備等に要する経費については、当該助成対象事業の継続期間にかかわらず、初年度のみ当該助成対象経費として認めるものとする、とあります。第1条の目的で、地域の特性を生かした創意と工夫による個性あるまちづくりの推進並びに猿払村の明日を築く人材の育成に寄与する、とあります。新しいものにチャレンジする。作り上げていく。初めてのことです。やっていく上で、継続していくことで、必要な機材、機器が求められるのだと考えますが、この規則を助

成金の金額を含め見直していくお考えがおりなのか、質問いたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。御指摘の部分も先ほどと同様に、平成17年度の改正時に追加されたものでありますが、これまで助成を行う中で、備品など機械の購入も含めた申請は、現在、商工会青年部が行っている商店街活性化事業さるカフェのみです。先ほども申し上げましたが、今後につきましてはですね、金額、規制期間の3年以内等を、制度の目的を達成するためにはですね、どのような形が良いのか、改めてこの規則を、条例を検討してまいりたいなと思っております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：改めて検討していただけるということですので、これからのまちづくりにおいて、人こそが最大の財産だと思います。村長も執行方針で述べられていらっしゃるんですが、地域において、また、地域のために何か新しいことをやってみようとする人。新しいものを作ろうとする人。そういう方々が次々と現れてくれることが猿払村の活性化に繋がるのではないかと思います。そのような人材を応援するため、是非、利用しやすい、応援しやすい基金にさせていただきようお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山須田清一君）：昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（山須田清一君）：休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番、野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：スキー場について、1番目に質問いたしたいと思っております。スキー場につきましては、子どもたちの学力、あるいは体力について、新聞やテレビ等で報道されているところをご

います。猿払村の子どもたちは健やかに育っていると思いますが、私の子育ての時代には、それぞれの学校の裏山が自然のスキー場でありまして、放課後や土日、休日などは子どもたちが自ら自然に誘い合ってスキーを履いていた、そのような記憶が残っております。しかし今、スキー場ができて、相当の年が経っております。リフトも併設されまして、非常に便利になっております。

私は、学校のゆとり教育、いわゆる土日が休日になりまして、子どもの足だけでは今、スキー場に行くという時代ではないと。しかし、ゆとり教育の弊害と申しますか、スキーだけに時間を割くことができない。そういうこともあって、学校も無理をしてスキーの授業に熱心になれない。スキーの搬入や子どもたちの移送にバスや人手が掛かる。こういう状況から、回数が極端に減少している。そのように推察をしているところでございます。

しかし、村長さんは12月定例会におきまして、全ての体育施設、スポーツの施設におきまして、村民の利用拡大を図る。そういう意味からも使用料を村民に限って無料で開放して、自由に、たくさん滑ってほしい。そういう提案をされまして、大変良かったなと思ったのですが、実際はスキー場は2月17日の村民スキー大会という形で、それがスキー場も今シーズンの営業が終わったと。

ちなみにですね、私が勝手に推察するところでございますが、冬休みが大体、学校によって12月25日から1月18日、あるいは20日ぐらいまで。スキー場の営業は、多分12月20日以降ではなかったかなと。そして2月17日で終わると。この冬休みの期間は、学校のスキー授業ということはありません。しかし、全部合わせてもですね、1か月程度でスキー授業を行うしかない。それに土日だとか、天候の様子だとか。そういうような中で、やはり私はスキー場の延長をしながら、そしてまた、スキー授業というのは何ぞやと。学校における、冬場における子どもたちの体力づくりに必要だということであれば、もう少しスキー場の延長もそうですし、学校教育の中でどういう位置付けを取っていくのかと。その中で、そういう子どもたちの搬送です

とか、スキー用具の搬送ですとか、そういうことも併せて考えていくべきではないのかなと。その点について、教育委員会として、どういう展望を持っているのか。考え方を持っているのか。この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：2点についてお答えしたいと思います。

1点目の、営業終了が早すぎるのではないだろうか。本当に、そのとおりでございます。村長が打ち出した施策にですね、十分に応えるというところでは、議員が御指摘のとおり、私自身も残念なことだというふうに思っております。例年、この時期になりますとスキー場の雪が解けて、安全性の面から切り上げておりましたが、今年は雪が多く、楽しむ期間が長くなったなと感じております。

スキー場のリフト運行というのが、鉄道事業法に基づく監督官庁でございますので、北海道運輸局のほうに届け出を行って、認可を受ける必要がございます。そのため、今年度も例年どおりの許可日数で申請しておりました。ところが、こんなに雪が多くなりましたので、社会体育係のほうでも運行期間を延ばそうと、再申請に向けて働き掛けましたけども、間に合わず、このような結果になったと。冬の体力づくり、冬の楽しみということでは、それを奪ってしまったということで、本当に残念に思っております。次年度はですね、雪の状況に応じて営業日数が延長できるような形で、運輸局への申請を長くし、冬の村民の楽しみを支援していきたいなというふうに思っております。

2点目の関係。スキー授業の関係で、学校のほうと、どのような連携をしていくのか、どのような方向性を持つのかということですが、スキー授業については、授業時数の関係については、私たちが習ったころとは、ほとんど変わらないのですが、総時数というのが御指摘のとおり減ってきているところもあります。そういう意味では、なかなか昔のように、自由に何十時間もという形には、できなくなりました。学習指導要領というものに基づいて、

その時間の制限の中でやっていかなければならないだろうというふうに思っています。

そここのところは基本で、私たちも外せないのですが、昔を思い出してみますと、いろいろな方々の御協力があってですね、スキーを乗ったりする環境が生まれたのかなど。そういう意味では、浜鬼志別でやられているような冬の楽しみの活動ですね、あのような地域の力も借りながらですね、やっていくことが大事なのかなということを感じているところです。以上です。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：スキー場の営業については、素直に、今年度は短かったなど、そういう反省を踏まえているという答弁でございました。私も、宗谷管内の他のスキー場がいつまで営業かというのは、個々のスキー場には確認はしておりません。しておりませんが、おおよそ見て歩いている感じだと、3月もかなり後半まで引っ張っていると。そういうような感じを受けております。これは後で教育委員会さんのほうで調べていただければなと思います。おそらく、これはですね、最初にリフトが運営をされて、スキー場ができた頃はですね、おそらく3月かなり後半まで引っ張っていた時期があると思います。しかし、いろいろな形で財政が逼迫してきたりですね、運営の方法に手間暇、金額も掛けられないというようなことから、徐々に違ってきた。たまたま今年は、曜日が17日の日曜日だった。そのような感じがしております。そこに、雪がドンと降って、非常に好条件が続いた。ただ、本当は非常に吹雪が多くて、営業の日数もですね、支障があったのではないのかなど。

どこまでやるか、ということにつきましては、財政の問題もありますから。しかし、私は子どもたち、地域の皆さん方の体力づくりとして、これは基本の柱に据えるべきでないのかなど。そういう観点から申すと、きちんとした営業体制を組んでですね、やはり掛かるべきではないのかなど。それから、学校のほうにつきましてもですね、学校単位で決めるという手もあると思いますが、しかし、これは村長さ

ん、あるいは教育長さんの、やはり村全体の考え方だと、そういうふうに思います。

やはり体力を。私は、数字的に子どもたちの体力が全国からして、どうだという数字は持っておりません。しかし、いろいろな形で、家の中に籠る。ですが、子どもたちも、先ほど教育長さんが答弁の中で浜鬼志別方式の、何か面白い、何か集中できるものがあると、外に出ると。そういうような、何か自然にですね、スキー場に足が向かう方策というものも、やはり考えてほしいなど。

そういうことでですね、学校の先生方と教育委員会、村の考え方とですね、あわせて、どういう形にすればスキーを柱に据えた冬場の体力の増強に、どのように繋げていけるのかと。そういう点についてですね、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：ほかのスキー場のほうの関係については、3月上旬くらいではないかなというふうに。私もスキーを乗りますので、そのぐらいのことだというふうに押さえておりますが、ほかの所も調べてですね、これからの参考にしたいなというふうに思っています。それから、例年この時期に山頂のほうとかが雪が解けて、なくなっていて、それで滑らなくなってしまうと。雪が解けた部分が出てくるとスキーは突然止まるので、安全性の面で問題があるということで、今までこの時期に休止していたということですので、流動的に変えていけるような方向性を持ちたいなというふうに思っています。

2点目のスキー授業の関係ですけども、村としての考え方ということでいけば、指導要領というのは国の中で決められているものですから、体力づくりの一環として各学校のほうでは、スキーを元にしてしている所は、今は、ちょっと記憶にないですけども、ほかのいろいろな体力づくり中での各学校が方針を出しています。それで今、猿払村の中の体力的な実態は、50メートル走が非常に弱い。ですが反復横跳びだとか、そういうところには強みがある、というような傾向が生まれています。それぞれの課題を、それぞれの学校で改善するための動きが、教育課程

というふうに計画書に位置付けられておりまして、そういう子どもの弱いところを含めた計画を進めているというところ です。

ただ、おっしゃったようにスキー場というものを、せっかくこのような形で作ったのだと。それを何とかできないか、ということでは、私たちも、そういうものを使いながらですね、やっていけるような働き掛けを、是非していきたいなというふうには思っております。そういうところで、私たちの考え方を説明させていただきました。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：スキー場の利用について、あるいは子どもたちの体力づくりについて、ということにつきましてはですね、この機会にですね、一度、いろいろな形でお話していただく機会を作っていただいて、どういう方向性でいくのかというのを。もう今年は冬期間が終わりましたので、来年に向けてですね、もう一度、子どもたちの体力の件から、そういうものを一回考え直して、どういう方向性でいくのかというのを、また今年度中に出していただきたいなと、そういうふうに思ったところでございます。

次に、図書の利用についてお伺いをいたしたいと思 います。子どもたちからお年寄りの世代まで幅広い層からの利用があると、そういうふうに思いますが、利用者の増加、新規の利用者を開拓する方法を、図書の利用について考えているでしょうか。

この冬、たまたま移動図書館車の後ろを走っておりました。見たところですね、結構な年数が経っているのだろうなと、そういうふうに考えながら後ろに付いて走っておりました。しかし、ちょっと翻って考えてみましたら、車の大きさからしてですね、例えば移動図書館車が学校に行ったときにですね、果たして子どもたちが何人くらい一遍に移動図書館車の中に入れるのかなと、フツと頭の中で考えましてですね、いろいろと自分なりに、この機会に考えていただきたいなと、そういうふうに考えました。

また、図書館のほうは、どうなっているのかなと。利用者はどうなのだろうかなと。きのう、急遽であ

りましたけれども、図書室のほうも覗かせていただきました。改めて、子どもたちのビデオだとか、絵本だとか、何か大きい開いた絵本もありまして、自分なりにですね、図書室というのはまた、ちょっと違った匂いがするなと、そういう印象を持ってまいりました。なかなか、私も読書をたしなむほうでもないし、あまり図書室に普段行くほうではないですけど、やはり子どもの時代にですね、図書に親しむというのは、ずっと、一生涯ですね、たしなむ、あるいは、なかなか忙しくて見れなくてもですね、思い出しながら図書室を利用させていただくと。そういう心の休まる場所、そういうような感じがしております。

これからの利用についてですね、今、図書室のほうと、それから移動図書館車ということですね、ちょっと狭いのではないかと申し上げましたので、その点について、今現在の教育長の考え方を、お伺いをしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：議員がおっしゃるとおり、小さいときからの読書というのは、本当に大事なことだなというふうに思います。本を読むことで先人の知恵を学び、今、問題となっているコミュニケーションの力や、経済界でも必要されている創造力、こういうものを高めていくということだというふうに本当に思っております。

御指摘のあった図書の利用増や新規利用者の開拓ということは、豊かなふるさとをつくるという村長の執行方針に向けても、とても大切な取り組みだと考えております。そういう意味では、村長の方針を受けまして、利用者増と新規利用者の拡大について、今年は開館日数を増やしました。そして時間等もニーズのあるところに変更したり、図書室に行って議員もおっしゃったように、いろいろなお薦めの本や、ちょっと目を見張るような展示や、そういうものを工夫したり、コミュニケーションを付けるために読んだ人の感想を載せながら、興味を高めていけるような、利用しやすい環境になるように見直しを行っているところです。来年度は、展示などの工夫も、もっと興味が湧くようにですね、楽しいイベン

トなども図書室のほうで行いながら、より多くの人の利用を促していきたいなというふうに考えております。

利用状況についてはですね、昨年度よりも、図書室のほうは28パーセントの増となっております。そういう意味では、図書室の取り組みとして、広報紙による新書の案内や、図書だよりによる情報提供など、そういうことが行われまして、そういう形になったかなど。さるカフェが行われている所にも本を持っていきながら、いつでも見れるような環境、そういう所にできる方向を私たちも模索しているところでございます。それから、電話をいただければ、相談に乗りながらですね、配達も含めてですね、できるところは対応していけるような形でということで、係のほうでいろいろ工夫をしてやっているところでございます。

2点目の、図書館車の関係でございます。図書館車は平成5年度に購入しておりますので、今年で20年の経過というふうになっておりまして、大分、部品もないという状況になってきております。ただ、走行距離がですね、4万8千キロメートルと非常に短く、まだ走れる状況もあるということもあってですね、まだ使っているところでございます。ただ、御指摘あったとおり、車内の展示、それから見て回る関係では、非常に狭さを感じるというところがございまして。そういう意味では、順番待ちの学校などもありますから、今は、出したりする形での対応も含めてですね、これから移動図書館車の実績を見極めながら、車両の大型化も含めてですね、検討していきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：今、教育長さんの答弁の中では、今年はいろいろと考えて、最後のほうにありましたけど、さるカフェさんが開いてる間に本の出前をしたと、そういう試みもしているということでございますし、また、電話をいただいたら本を出前をしているというケースもあったと。前段で、ちょっと教育長室を訪ねまして、いろいろお話を聞いたら、子どもたちにも面白い本、非常にユニーク

な本があるそうでございまして、それらをやって、子どもたちが、それを切っ掛けに本に付いているのだと。そのようなお話も聞かされました。実際に、貸し出しのほうは、人数はともかくとしても、貸し出しの冊数が二十何パーセント増えているということでございます。そのようなことをですね、いろいろな、今、置かれている中でできることを、今後も続けてやっていただきたいなと、そういうふうに思っております。

また、移動図書館車もお聞きをしましたら、距離数は走っていないですが、20年。私も、結構経っているなと、そういう印象でございましたし、やはり移動図書館車もですね、子どもたちがいる程度の人数、それから蔵書もですね、今1千冊くらいとは聞いておりますけれども、ある程度選択、バラエティ、車が大きくないとですね、何と言いますか、順番で外で待っている方もいらっしゃると思います。中へ入っても、子どもだと立ってられるかもしれないですけど、大人が入ると頭がつかえて不便だなと。

20年も経っているということでございます。この辺についてですね、あまり図書のほうで、教育長さんのほうは御専門ですから、私はそんなに知識がありませんので。どうですか村長さん、20年も経っているということと、図書館車自体が小さいということで、どうですかね。取り替えるとか、そういう考え方とか。今年の当初予算には何も載っていませんけど、建設的な意味からでもですね、私は移動図書館車の交換もですね、タイミングのいいときにやってやるべきではないかなと。

もう一つですね、前段で太田議員さんの質問の中で、村長さんの答弁にもありましたけども、さるカフェさんのほうに本の出前に行って、店に行ったら、そこの中で待っている人方に借りていただいたと。私は、図書室の場所の問題もあると思います。鬼志別以外の各小学校につきましてはですね、移動図書館車で、それなりの曜日にですね、週1回ないし2回ぐらい回っているようですが、鬼志別の子どもさん方は一旦学校から自宅に帰りますよね。帰りますと、果たしてそこから今の図書室のほうにです

ね、子どもが単独の力で上がって行って、借りるのかなと。

これは今すぐ、どうのこうのということは私も言いませんけども、さるカフェさんに出前をしたというのが一つのヒントでございますが、場所等もですね、今後、検討して行って、人が集まる場所。子どもたちが利用しやすい場所。そういうことで検討して行ってはいかがかなと。その辺、村長さんに一言御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の図書室の件について御答弁申し上げます。このあとの議員さんの中での質問でも、もしかすると議論になるかもしれませんがけれども、議員も御存じのように村内の各公共施設に関しては、かなり老朽化している施設がたくさんございます。そろそろ更新とか、そのような時期に来ております。ですから、プールとかですね、その他の様々なものと複合センターとしてですね、それを含めた中で、図書室も含めて検討してまいりたいと思えますし、そろそろ検討する時期に来たのではないのかなと思っております。移動図書館車につきましてもですね、今、車両に関しましてはですね、計画もございますので、それらを踏まえてですね、検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：今、村長さんから答弁いただきました。移動図書館車についてはですね、できるだけ早い決断を一つお願いをいたしたいと。図書室の場所につきましても、やはり大変お金の掛かることでございますし、今、村長さんが言われましたスポーツ、そのものとの複合施設と、そのような考えもお聞きをしましたので、今後また検討してですね、早い段階で、そういうものが建設されるように努力をしていただきたい。そういうふうに思っています。

3番目の、公衆浴場について質問をいたしたいと思えます。この件につきましては、先日のさるふつ公園活性化調査研究特別委員会では活発な議論がなされておりました。今、私もそのときに発言したこと

と重なるわけでございますが、ふるさとの家の風呂は大改修の必要があると、こう言われております。

また、憩いの湯もですね、建設して、ある程度の年数を経過しておりますが、憩いの湯の年間の経費から皆さん方の利用料の分を引くと、実質1600万円程度の持ち出しと考えております。また、ふるさとの家の風呂もですね、燃料費、その他の定期的な検査費用や、また、ボイラー等の営繕費用も、ある程度見込まれていくと。そういうふうに思います。

また、昨今の燃料費の高騰、こうものも大変な費用の大幅な上昇が見込まれていると。私は、そのような観点からもですね、また、ふるさとの家の風呂とですね、憩いの湯の、ある程度、村民の方も利用されて、ホテルの泊まりの方も一緒に利用できて、そうすることによって、村民の方の利用もたくさん見込まれると。あるいは休憩室とかを作ってですね、そうすることによって、1か所にするということによって、そういう費用が、半分とはいきませんが、かなり軽減をされると思えます。

また、その燃料が今、大変高騰しております。先日でも新聞に出ておりました。稚内市の一民間ホテルがですね、木質系の燃料を使用できるボイラーに入れ替えをしたと。ここにきても燃料代の高騰はないと。最初に付ける段階でもですね、灯油を使用したボイラーからみると、相当数の燃料費が安いと。私も昨年、足寄町という所に行きまして、ペレット系の燃料、また、その暖房器具を扱っている所でいろいろ聞きましたら、足寄町役場は木材を使用した役場庁舎に新築をしたようでございます。そして、その際にですね、庁舎の使用する燃料をですね、ペレット、それから給食センターもペレットボイラーを使用していると。そのように聞いております。今、稚内市の一民間業者が木質系の燃料に変えたということで、燃料の高騰も今のところ影響を受けていないと。

こういうようなことから、それも一つの検討材料にしていくか、あるいはまた、今、村長がいろいろな形でお考えの牧場の堆肥、糞尿をバイオマス燃料と申しますか、そういうので使った、そういう安定的な、安価なものになるかは、ちょっと私も勉強し

ていないので分かりませんが、そういうものをあわせてですね、ふるさとの家と公衆浴場、これを1か所のものにしてはいかがかなと、改めて提案をしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。平成22年3月末で、さるふつ温泉を湯量の枯渇のため閉孔し、4月から公衆浴場憩いの湯として営業しております。そういった中で、隣接しておりますふるさとの家の浴場と憩いの湯が同形態の中で運営されているのは、議員もおっしゃったとおり経費などの面から見ても非常に厳しく、見直しをしてはどうかとの御意見も様々な機会に言われているところでございます。

また、議員もおっしゃいましたが、ふるさとの家も建設から25年が経過し浴場も老朽化が著しいため、大規模修繕が必要となってくるのが想定されておりますので、憩いの湯のあり方を含めて、現在、素案を策定しておりますので、もう少しのお時間をいただき、素案が出来上がり次第、議会とも協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：是非ですね、今、公衆浴場につきましては経費の面からもですね、やはり1か所に統合して、しかし、使いやすいですね、村民の方も、泊まりの方もですね、使いやすい、そういう施設にしていただきたいなど。そういうふうに考えます。

次、4番目。企業誘致及び地域企業再生促進条例と商工業の助成について。これを質問いたしたいと思えます。この条例はですね、平成20年3月17日に制定されております。企業の誘致と地域企業の再生ということを目的としています。投下資本額3000万円で100分の20の補助、金額は600万円。それからまた、5000万円以上になりますと最高限度額が設けられまして、1000万円の補助となっております。また附則として、新築後3年間は固定資産税を課さないということになっております。また、これらの効果が、新しい人員を雇

ってですね、新規に雇った場合に5人以上で、1人につき年間10万円ですね、最高限度額が100万円となっております。新規雇用ですね。それから企業再生。大変、猿払村としましては画期的な制度だなと。そういうふうに思っております。

しかし、前段でも太田議員さん。太田議員さんは商工会の会長という立場でもございます。村長さんもですね、実をいうと村長さんになる前は商工会の副会長さんということで、立場がそうで あったということでございますので、ある程度のことはいろいろな形で理解をされていると。その中でですね、しかし今、この制度があつてですね、村長さんも3000万円以上、今、村内の企業の中で投資をできる企業というのが、例えば、今の商工業者の中にですね、数多くいるかといえ、おそらく、ほとんどいないと思えます。今年度は、新年度予算の一般会計で1件載っておりますが、これをですね、先ほども商工会会長の太田議員が質問した、今、衰退をしているですね、この地域の中で企業の生き残り、あるいは、新規を求めてもなかなか来ない。そして土木や建設の人方もですね、なかなか公共工事も減っていると。思い切った投資はできない。後継者の問題もありますよね。そういうことの中からですね、もう少し、小さい、零細の方々も使える、そういうふうな形で対応できないのかなと。

猿払村の現状というのを考えると、なかなか新規で、ここへ来て商売をされる方はいないと思えます。しかし、今残っている業種の中でも、相当数欠けている業種があると思うのです。例えば今、思い出すのは床屋さんですけども、皆さん、それぞれ長年続けられたのですが、後継者もいなければ、また新規で来る人もいない。そういうときにですね、車で行ける方々はいいと思えますが、子どもさんなり、あるいはお年寄りなり、そういう方々は公共交通機関に乗って、時間を掛けて行かなければいけない。そうすると、今、村長さんがおっしゃっている、孫の代まで安心して暮らせる、そういう時代になるのかなと。

そういうことからですね、村長さんも、かつては商工会の副会長さんという立場もありました。商工

業、私も商工業ですが、そういう後継者の問題とか、そういうのは十分、分かっていたのではないのかなど。そういう点をですね、村長さんは、どのようにお考えかですね、お話をしていただければ、ありがたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。この条例の目的は、工場等を村内に新設又は増設を行う者に対し、奨励措置を講ずることにより、企業誘致及び企業再生の促進を図り、もって本村産業の振興と雇用の創出を図ることとなっております。条例ができた背景としては、平成16年から取り組んでいたホタテ貝殻粉碎工場の企業誘致などがあったのではないかと思います。

また、利用できる人が一部しかいないのではないかと御指摘がございましたが、実は私がかねてからですね、この条例には改正点があると感じておりました。担当課長に、その検討も指示していたところでございます。私が感じていた改善点、改正点といたしましては、議員も今おっしゃいましたが、使える範囲の方をもう少し広げることができないか、ということがまず1点でございます。

そしてもう1点は、逆に、この財源は一般財源でございますから、無限にあるわけではございませんので、例えば高額なる金額とか、1度使った方。今までに2度使った方はいらっしゃいませんが、何度も使われる方がいるのはいかがなものかと。そのようなことが前から気になっておりました。この点のことをですね、今後、担当課で煮詰めましてですね、次の議会、または遅くとも9月議会までにはですね、修正案を提案したいなと思っております。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：私も議員になりました、この4月で丸2年になりますけど、なった当初からですね、このような新規で、あるいは、そういう人を猿払村に呼び込むような、そういう施策を、ということで、最初から村長さんにお話をしてきたつもりでおります。村長さんも、ちょうど今年予算編成は村長さんの最初の任期として最後の年となりますが、これらについて、どういうところに村長

さんの言っている人を集める、人を増やすと。これは、この質問の通告外ですけども、そういう意気込みが、私、ちょっと今年の一般会計予算の中に、そういう項目が果たして、あるのかなど。村長が自ら、これは俺がやったのだと言えるようなものがあるのかなど、そういう気がしてなりません。

それで、たまたま今年一般会計にね、1000万円が上がっていたので、それに関連して今、これを質問しているんですけど、やはりですね、スピード感というものが今の時代、ある程度要求されるのではないのかなど。スピード感があるからといって、すぐ結果が出ることばかりではございません。しかし、やはり、そんなに時代は待ってられないと思いますよ。そして、やはり今やらなければならぬと、そういう思いで村長さんに決断をして、出られたのではないのですか。最初の2年間はずね、財政を健全にしなければいけないと、いろいろなことを犠牲にしてきたはずです。

そして昨年、一転して、地方交付税の増額もありました。今年はまだ、アベノミクス（安倍晋三首相が第2次安倍内閣において掲げた一連の経済政策に対する通称）もあります。ですが、そういうことに囚われないで、やはり村長さんの思いがあるのではないのか。こういうのは先に、今年度の当初あたりで載っているべきではないのかなど。その辺のところ、村長さんの気持ちを、もう一回お願いをいたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。確かに議員のおっしゃるとおりだと思います。今年度は積極的な予算を組みたいと思っておりましたが、現実的には作ることはできませんでした。その責任は負わなければいけないと、私は思っております。

ただ、弁解するわけではございませんが、今、スピードという、時間の御指摘もございましたが、確かにスピードも必要なんですけども、やはり、議員もおっしゃいましたけども、財源という問題もございます。私が村長に就任した頃に、まず一番最初に考えたことは、私は企業家でございますから、

どうやって収益を出すか。どうやって財政を豊かにするか、ということでございます。それは交付税の問題も含め、なかなか難しいと。せつかく地方税を稼ぎましてもですね、翌年、その分が75パーセントぐらい減らされるとか、いろいろ民間とは違いましてですね、この世界では難しいところもあるなど、感じてまいりました。

その次に考えたのは、やはり借金を減らすということでございます。私が就任した折は、実質の借金、地方債の発行額から、交付税で補填されるものもありますので、それを差し引いた金額。それから、我々の貯金がありますので、その貯金を引いた金額ですね、この金額が大体20億円ぐらいございました。これが今年度には、おそらく6億円ぐらいになると思います。14億円ぐらい減少していると思います。そして、この予算どおりにいきますと、おそらく来年度終了時点では3億円か、上手くすれば実質なくなっているのかもしれない。しかし、これが決して正しいことなのかどうか、私は分かりません。それこそ、後の質問にもあるかもしれませんが、緊縮財政といわれても仕方ないと、私は思っております。

しかしながら、ある程度、財政に目処がつかましたのでですね、来年度以降に関しましてはね、今年が改選期でありますから、来年度以降、私がやるのか、ほかの人がやるのか、それは分かりませんが、誰がやってもですね、ある程度思い切った施策はできるのではないのかなど。かように思っているところでございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：村長さんも大変、財政という点では苦勞してきたということは、私もある程度は理解をしているところでございますが、しかし、財政が厳しい中でもですね、どうしてもやらなければいけないことというのが、あると思うのです。それをですね、早く見つけて、村民に幸せになっていただきたいと。そのような配慮が必要だなど。そういうふうにする次第でございます。

次の質問に移ります。ふるさとの家についてでございます。施設管理者の辞退ということで、本年も

1か月間の休止でございます。3月1日から休止に入っていると思います。今月一杯ということで聞いております。昨年もですね、同じ時期に1か月の営業の休止。この事態をですね、今の村長さんの執行方針、あるいは、村民に回覧では流しておりますが、こういうふうに至った説明というのは、何もなされていないように思いますが、この事態についてですね、村長さんは、どのような形で説明するのだろうか。私たち、どういう形で説明していけばいいのだろうか。そういうことを、まず考えました。

一昨年の7月に、コンサルタント会社に350万円、議会の議決を経て契約をしております。それから、その翌年。昨年の4月ですかね。さるふつリゾートの解散に伴う運営委託費ということで2300万円の支出をしております。あわせて、トイレとか風呂を除いた売店の設備や改修の費用で約2000万円と聞いております。計4650万円を費やしたところでございますが、業者が撤退ということで、また1か月お休みと。しかし、また元の代表者をお願いをして、施設管理のお願いをすると、このあとの議会で提案があります。

これですね、村には、いろいろな事業をやるのに事務事業評価委員会というのがありますよね。これを、村の事務事業評価委員会にかけたら、どういう結果になりますかね。その辺、どういうふうにも村長さんが、これを村民の方に説明をするのか。それをお聞きしたいと思っております。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：住民への説明ということでございますよね、質問の趣旨といたしましては、住民への説明ということに関しましてですね、今後、まちづくり懇談会等、様々な機会に住民に周知してまいりたいと思っております。

ちょっと答弁になるかどうか分かりませんが、一応、答弁いたしますけれども、昨年度から指定管理者として、ふるさとの家を運営しておりました札幌市ですね、株式会社ほつきょうが、3年契約のうち2年間の契約を残した中で、本年3月末をもって指定管理の廃止に至りましたことは、私としては大変遺憾なことではありますが、このような事態に

なりまして村民の皆様に御迷惑をお掛けしましたことに、深くお詫びを申し上げます。それとともに、私も深く責任を感じているところであります。

また、本定例会で御提案を申し上げております新しい指定管理者につきまして、御決定をいただきました後は、速やかに前任者との引き継ぎ等を行い、なるべく4月の早い段階で営業を再開させていきますので、御理解をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：伊藤産業課長。

○産業課長（伊藤浩一君・登壇）：新しい指定管理者の選定にあつては事務事業評価ではなくて、指定管理者選定委員会という所で、管理職で設置しております。副村長が委員長ということで設置しておりますけれども、そこの中で御説明を私のほうからさせていただいて、委員皆様方の御決定をいただいたという形になっております。以上です。

○議長（山須田清一君）：2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（山須田清一君）：休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

伊藤産業課長。

○産業課長（伊藤浩一君・登壇）：どうも失礼いたしました。それでは野村議員の御質問にお答えさせていただきますと思います。まず、平成23年7月の事務事業評価委員会で、ふるさとの家の経営診断ということで350万円。それから、指定管理者が代わることによつての指定管理者負担金ということで、平成24年2月に2252万8千円。それから、売店等の改修ということで、これも平成23年3月、2615万円という形の中で、事務事業評価委員会を開催させていただいた中で、ともにA評価という形をいただいております。その後、各予算に関しては、議会、補正予算の中でですね、説明を議員

各位のほうに説明をさせていただいて、御決定をいただいた後、執行をさせていただいております。

また、この部分につきましては、ふるさとの家については今後も継続をして運営をしていきたいというふうに思っておりますので、議員おっしゃるような無駄な投資にはなっていないというふうに私どものほうでは判断をしております。以上です。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：私が質問したのはですね、350万円、2259万円でしたか。それと2000万円。それが、その前の時点で事務事業評価をして、当然予算ですから議会にもかけられて、決定をされたことです。しかし今、ここになって、この3点が、やったにも係わらずですね、また事業者が撤退すると。1か月休みになると。そうすると、ここに投資したお金が本当に適正 だったのかどうかと。

例えばですね、一つはコンサルタント業務に350万円。11月にコンサルタントの報告が出ております。一義的には、外部の企業を募集すると。参加を呼び掛けると。来ましたよね。しかし、2番目については村の他の振興公社。来なかったら、これで対応すればいいのではないかと。3番目、あまり個人の名前が出ますから、当時の運営した会社。これについての、ホテル業のイロハのイの数字も把握をしていないと。箸にも棒にも引っかけられないような表現の3番目の報告でありました。そうすると、コンサルタントの報告どおり、次の業者が、そういう形になっているのかと。

そういうことと、これは大人の考えではありませんけど、なってしまったことは覆水盆に戻りませんが、しかし、さるふつリゾートを、そういう形で解散したということについては、23年間、粛々と営業をしてきて、村にも応分の寄付をしてですね、貢献してきた会社をですね、スパンと切った。切ったということは、従業員さんもそうですが、今年の3月で一度、解雇ですよ。そしてまた、この春になって、また解雇ですよ。そういう人の気持ちをですね、何と言いますか、切るということは非常に、

切られたほうにつきましてはですね、やはり気持ちの傷付く面というのがあると思います。

もちろん、2か月も営業を休む。村民さんも継続した営業を続けてほしいと。そういうのが願いですけども、ここにきて、実際に表れたと。やはり、ふるさとの家ですね、施設管理者である村長さんが、どういうふうを考えているのか。これはやはり、村民の皆さんが知りたいところでもありますし、あわせて説明をしてもらおうと。そういうことに、ほかならないのではないのかなと。そういうことですよ。

事業評価というのはね、やる前はいろいろと評価をします。やったあと、使ったお金がですね、無駄だったけど学んだのだと。これを反省にしてね、やるのだと。そういうことであればですね、許されるけども、曲げてね、そういうものはな かったのだと。そういうことでは許されません。もう1回、答弁をお願いします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。一昨年12月の定例議会におきまして、私は議員との、このことに関する指定管理者の件において、結果によって自分はきちんとした責任を取りますと、そういうことを申し上げております。この言葉に偽りはありません。私も本来は、議員と同じように企業家であります。企業家は、やったことに責任を負わなければなりません。いずれ、間違いなく責任は取ります。しかしですね、次の指定管理者がですね、この後の議会によって、議会の承認が得られれば、決定することになっております。その業者によりですね、ホテルが順調に運営するまでは、この件に関しましては、まだ私に責任があると思っております。その後ですね、責めは必ず負いますので御安心ください。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：村長から厳しい言葉をいただきました。ですが、これは前向きに、全て建設的にやってもらおうと。こういうことでございますし、私も、そういうことであれば一生懸命に応援をしていきたい。そういうことの中からですね、そういう形で2回も従業員さんが路頭に迷うとか、そ

ういうこと言葉が今の村長の中にありませんでした。

それとですね、もう一つ、お話していかどうか分かりませんが、昨年12月ですか。スクールバスですね。これも議題の外ですけど、これについてもですね、もう少し、事前に対処は必要 だったのではないのかなと。ちょっとした事件があったということは教育委員会のほうでも掘んでいるようでございますが、それらについてもですね、ただ行政報告だけ。それは、大変関係者はですね、今はあまり聞こえてきません。しかし、子どもたちを乗せるスクールバスがですね、このままであっていいのか。やはり村長、教育長の責任でですね、きちんと安全に運行される。こういうことが必要なことではないのかなと。それは村政も、役場もそうですよ。そういうことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（山須田清一君）：答弁を求めますか。

○議員（野村雅男君）：いや、いいです。

○議長（山須田清一君）：それでは次に5番、眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：それでは質問通告書に基づいて、1点3項目について質問いたします。

前政権下、民主党政権の当初、障害者の自立支援法を廃止すると。そして、障害者福祉法を新たに制定をするという方向であった。しかし、それも成し得ないままに、政権交代もあり、現政権下では障害者総合支援法として法の改正をし、障害者総合支援、それを平成25年4月からの施行の予定であると。内容については、抜本的改正とは程遠く、基本理念についても不十分さが指摘されております。私もこれを敢えて読んでみましたが、かなり不十分な、十分なものではないというふうに理解しています。特に、障害者のための住まいや働く場。人による支え合う意識環境。それはやはり、自治体ごとに、それぞれ異なって当然のことですけども、やはり、これについては充実している部分と、不十分な地域、自治体。これが現存することは事実でございます。

しかし、障害は誰にでも起こり得るのです。それを前提にですね、個として尊重され、誇りを 持

って地域社会に参加できる公平性や平等性。これは担保されなければならないと思います。しかし現状では、障害者の福祉の網から漏れてしまう制度の谷間。これは前の議会でも申し上げております。随分多くの方が漏れております。細かく言えば、学齢期での学校生活。さらには卒業後の就労。どうなっているのだろうか。病気の退院後、地域生活はどうなっているのだろうか。働く場はどうなのだろうか。住まいはどうなっているのだろうか。課題は限りなく大きいのです。そして、さらには障害者のそういう生活のバックアップ。全てとは申しませんが、大部分は家族に依存しているというのが現実なのだろうと。これは平成24年6月の一般質問でも私、主張しているところでございます。

通告しております、共生社会の充実という部分につきましては、実は8年前から、ずっと言い続けてきておまして、近くでは平成23年9月。以降、12月、3月、平成24年6月、9月議会と、連続してこの課題について質問してきております。これを端的に解決するとなると、大変な労力が必要だ。そういうことも承知しながらですね、しかし、承知しながらも、この対策については急を要するのだと。いつまでもというわけにはいかない。何とか早く解決の道を探りましょう、というのが私の今回の質問の提案でございます。

さらには、高齢者においても孤立、孤独死、老々介護、無縁社会、現在の豪雪による事故死だとか、さらには、ソフトの部分でいけば、生活不安、引きこもり。高齢者における課題も数多く、生活弱者といわれる対策。これは急を要する。そういう考えの下に、以下、質問に入らせていただきます。

まず1点目でございますけれども、高齢者と障害者が支え合いながら自立した生活ができる体制及び施設整備について、どこまで作業が進んでいるのかなど。これについてですね、どこまで検討されて、いつになったら、これについて方向性が出せるのか。これについて、まず第1点をお伺いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：ただ今の質問にお答えをいたします。議員が冒頭で今回の質問の趣旨、意図をお話しされたとおり、自治体ごとに、そこに置かれている条件、実態は異なるけれども、しかし、年齢だとか、状態の違いに係わらず、どこにいても、どこで生活をして同じ条件で、同じ支援を受けて暮らしていけると。就労、生きがい、そういったものを含めてですね。そうあるのが、そこを目指すのが当然のことです。そこは公も、あるいは地域全体を含めた、新しい公という考え方も含めてですね、そういったところに向かっていくというのが、ごく当たり前のことだというふうに認識しております。ましてや行政を預かる、公を進める我々ほど、そういった問題意識をきちんと持つ必要があるだろうと思っております。

昨年4月に村長より命を受けて、私がヘッドとなって保健福祉課職員をメンバーとする高齢者福祉施策等会議を組織をして、平成24年度からの3年間に取り組むべき具体としては、第5期の猿払村の高齢者保健福祉計画の具体の推進に向けて、これまで4回の会議を開催しております。先般、これまでの会議経過と平成24年度、今年度の現時点でのまとめとして、実践したこと。それから、平成25年度に具体の取り組みを反映させること。それから、平成26年度の実現の見通しについて、村長に御報告をいたしました。議員にも既に御承知をいただいております。この会議では、在宅サービスの充実、広くは、当然、障害を持っている方も含めるということになると思いますけれども、在宅サービスの充実という基本に立って検討していて、具体の施策の可視化が求められているというふうに思っております。

平成27年度からの次期、第6期において、新たなサービス提供に向けた大きなテーマでありました、小規模多機能居宅介護事業所。これについては、今年度は現況からサービスの需要予測といたしますか、そういったところ、それから事業者参入の可能性について、資料を集めて内部検討をしたところです。平成25年度は村内の地域、あるいは高齢者の実態の再分析を、改めて、これは小規模多機能居宅介護

サービスを前提としてということですが、この再分析をする。それから、現在、社会福祉法人としてこういったサービス事業を展開をしている唯一の法人ですが、猿払福祉会と、在宅サービス拡充の視点での協議を進めるといふうちに、平成25年度は予定をしていますし、平成26年度に規模、あるいは位置、それから運営主体、それから方法に方向性を見い出して、平成27年度にですね、事業所設立を、村が設立をするというわけにはいきませんので、設立を目指したいなというふうに考えて今、予定を組んでいるところです。

議員の共生という視点での御質問に関連してまいりますけれども、この小規模多機能という事業を展開する拠点、そしてサービス機能を効果的に果たすということでは、地域との連携が必ず求められます。必要となってまいります。つまり、住宅地近隣を想定する必要がありますし、高齢者の方々には、さらには一定の自立が可能な障害を持つ方も含めてですけれども、安心して過ごせる住まいの確保。これが、より優先度が高いのではないかという議論が会議でされたところであります。

実は、これに関連してはですね、公営住宅所管サイドで平成26年度も計画に基づいて建て替え、いわゆる建替建設の予定ではありますけれども、高齢者対象との視点からは、福祉施策会議の議論を踏まえてですね、今、情報を交換し合うということで、平成26年度の公営住宅建設を一部保留をしているというような状況もございます。

こういう、いちいち、予定表ということにはなりませんけれども、こういった形で、最初の、高齢者と障害者が支え合いながら自立した生活ができる体制とか、そういった施設整備に向けた作業と、どのようになっているかということについての、まず、お答えをさせていただきたいと思います。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：一定の方向性というか、スケジュールについても、ある程度話されたのですが、これが一朝一夕にできるというふうに、私も、かなり難しさは抱えているというのは十分承知しておりますけれども、やはり物事を頭で考えてば

かりでは、どうしようもできないですね。全てのことが満足のいくような施設だとか、また法人だとか、そういったものができるまで待つのか。それとも不完全ながらも列車を走らせるのか。どちらかなのですね。しかし、今までの猿払村のやり方を見ますと、両極端だと思うのですよ、今まで。過去何十年と遡って見ますと。あるときは合意を得る得ないも関係なく走ってしまったり。それと、やはり走るべきときに走らなかつたりというような、そういう不都合な部分もあつたように、私は記憶しております。

それと今、住まいの確保の問題というような部分で、重要だというような部分、全くそのとおりで。公営住宅を持っている建設課長にちょっと。一緒に福祉の部分と横の連携をしっかりと取りながらやっていただきたいと、議会から要望しております、私も。というのはですね、今、ユニバーサルデザインとか、マスタープランに基づきまして、高齢者の仕様に基づいてバリアがフリーになったり。1回入ってみましたが、素晴らしいものです。それはやはり内容的にも、こういう住宅整備がされればなど、本当に思いました。全く、入居をしている高齢者も、ありがたいという思いで一杯なのだろうというふうに思います。しかしね、反面、居住の環境というような部分で、住居に関する環境という部分では、素晴らしく充実された内容で感謝をします。しかし、果たして1人で、あそこで、仮にですよ。高齢者が生活をして、テレビと毎日のように会話をしているという、そういう現状を見るときに、心の部分で本当にケアができているのだろうか。居住の環境だけで大丈夫なのか。それを何回も私は言っています。やはり同時並行でなければならないでしょう。心の寂しさだとか、いろいろと相談したいこと、悩みだとかあるでしょう、高齢者の方は。そういうものを誰かに打ち明けたり、話したりすることによって、生活の質が全然変わってくるということを何回も主張しているのです。

それで、一月前の北海道新聞だったと思いますけれども、ある医療法人だったと思いますけれども、同じ豊富町の方式。前にも豊富町の方式を言いましたね。

豊富町の方式と同じなのですね。高齢者と障害者と、そして子どもも一緒にそこに来て、触れ合いをしているというようなことです。これは、精神衛生上というよりも、心の安らぎというのが凄く大きいという部分で検証されておりました。私、それを見て、なるほどなと思いました。豊富町、実は私も見てきましたけども。副村長も見てこられたでしょう。サロベツ福祉会。共生型のグループホーム。地域の交流スペースも備えて、共生型の福祉施設のパン工房だとか、そういうものを持った施設も隣にある。それで隣接して、障害者と高齢者が共に暮らすような施設だったらいい。私は、そういうふうに思っているのですね。どうですかと。その、一月前の道新を見て、豊富町というのは凄い所なのだねと。マイハートですね。やはり、その医療法人も大きな効果が出ているという検証がされておりますから、それは障害者にとっても良い。高齢者にとっても良いのだと。

明日の生きる喜びを感じる、実感できる。それは、例えば建物が古くてもいいのではないかと。畳に穴が開いていても構わないよ。建物の質をいうのではなく、中身を見るのだと。そういう施設を、実は提案を平成23年9月の定例会でしています。村長は何と答えたか。豊富町にできて、なぜ、うちでできない。残念だ。と答えていましたね。これから努力して、邁進して整備をしていきたいという答弁をされております。

これについてですね、副村長も代わって、まだ1年未満ということですから、保健福祉課長もそうですか。1年未満。しかし、もうそろそろカラーというのは出してもらわなければならないし、そういう必要性を感じるのであれば、スピーディーに対応するという必要があると思います。先ほども同僚議員が言っていました。スピーディー。素晴らしい計画書を、お金を掛けて作ったのではなく、自分たちで作ったものでしょう。しかし、その計画も書かれたものだけでは駄目なのです。計画したら、それをどう実現するかというものが伴ってこなければ駄目なのです。今一度ですね、これについての決意を副村長にお伺いをしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：お答えをいたします。決意ということですが、その前に、住宅環境という住居のお話で、さらに議員のほうからも御意見もありました。公営住宅との絡みですね、一時、平成26年度については保留をしながら、そして、住宅の関係を高齢者、あるいは障害者ももちろん、そこには当然入ってくるのだらうという考え方の中で、協議をしていくのだという話をさせていただきました。保健福祉サイドとしてはですね、できれば今期計画、つまり平成24年度から平成26年度が今期計画、保健福祉サイドで持っている計画、これを変更してでもですね、例えば共同住宅に共有スペースを設けると。それから、低家賃という考え方。今、支援付き高齢者住宅というのが結構出てきておりますけれども、安価にはなったといえども、やはり家賃、それから食事等々、共益費も含めるとですね、やはり十四、五万円というお金が掛かってしまうわけですね。果たして猿払村で、高齢者の方々の、今まで福祉サイドで掴んでいる支援が、おそらく高齢になればなるほど住宅も含めて、生活支援が必要になってくるであろうというふうに予測をしているデータはあるわけですね。そういったことを踏まえると、公営住宅ももちろん低家賃の制度ということでもありますけれども、いわゆる所得の、年金の十分じゃない方々というのは、たくさんいらっしゃるということで、そういった方々を対象とした低価格で、しかも食事を提供できるような見守り相談支援、そういったものを配置する、いわゆる福祉寮的なもの。これを、想定をして計画化していきたいと。

ここで、公営住宅と、どこにギャップがあったかということ、いわゆる単純に住環境と、それから御指摘があったような広さだとか、間取りだとか、部屋の数だとか。こういったところで、どうしても公営住宅の考え方と、保健福祉サイドが考えている高齢者、独居の方、あるいは老夫婦になっても支援が必要になった人たちが住む場所としての住宅を考えたときに、どうしてもギャップがあったのだなというふうに思っていますので、このあたりを詰めていく

ということで、付け加えさせていただきたいと思
います。

こういった計画をですね、前段でお話ししまし
たように、平成24年度から平成26年度という今期
計画中にもですね、変更してでも住宅環境の整備と
いうことを先行して是非、取り組んでいきたいと。
これを村長にですね、御報告をした中に意見具申と
してお伝えをしたところですよ。あわせて、前段で
お話をしました小規模多機能の居宅介護サービス事業
というのは、年度が遅れても、そこに付随をしてい
くというような。

議員もおっしゃっていただきましたけども、何で
も全部一遍には無理でしょうと。できる範囲で、で
きる所から、不十分であっても取り掛かっていくと。
そういった意気込みを持っておりますので、御理解
をいただきたいと思います。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：分かりました。全て
同時並行に、完璧なものを求めるという視点で、私
は質問しません。しかしですね、高齢者の対策でい
えば、きのうもテレビでやっていましたね。私もテ
レビと会話する年代になったのかなと。随分テレビ
と話してますね。これが老化の原因なのだろうとい
うふうに。そういう余談はさておいてね、そのテー
マが、孤立から救い出せ、というテーマだった
と思えます。セルフ・ネグレクトと言っていました
ね。どういうことか分かりますでしょう、保健福祉
課長。これなのです。独りで生活をして、テレビ
と会話していると、こういうマイナスのことが出て
きてしまうということなのです。そうすると、健康
を損ないますよと。日常の食生活もバランスが取れ
ないものになってしまいますよと。そうすれば、ど
こに鍼寄せがいきますか。医療費の増高。本人の苦
しみは当然でしょう。国民健康保険会計も大変でし
ょう。いろいろな所にマイナス効果が出てきてしま
う。セルフ・ネグレクト。自己放棄というそうす
ね。孤独死をして、ゴミだらけの部屋の中で死んで
いたと。こういうことが、正に自己放棄らしいです
ね。そういう人は、他人との交流はない。食事も満
足に取らない。当然、介護保険なんて利用しない。

孤独死をした8割の人が、そういう境遇で生活して
いるというふうに報告されておりました。

それで、今言ったように、居住する空間だけあ
ればいい、という問題でもないし、その中に、自立し
た生活ができるというのは、やはり人との係わりが
あって自立なのでしょう。1人で生活しているのは
自立とはいわないと。私、前にも同じ質問をしてい
るはずですよ。必ず、自立といっても、人と係わっ
てなければ不自然だということを言いたいのです
ね。ですから、そういう体制の整備だとか、施設整
理だとかというのは、みんなで、地域全体で支え合
うという、そういう意識を促していくというのは大
変な作業で、一朝一夕にできるものではない。しか
し、黒板に向かって講義をしたところで、その問題
は解決しませんよと、私は言っています。どこかで、
小さい、やれることから取り組んで、初めてそれが
芽生えてくるのだろうと。そういう意識でおります
ので、是非これについてはですね、初めは完璧でな
くても全然構わない。とにかく、やってみるとい
うこと。そこから、やってみませんか。どうです
か、保健福祉課長。ちょっと一言で結構です。

○議長（山須田清一君）：荒井保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒井輝彦君・登壇）：ただ今
の御質問にお答え申し上げます。副村長の答弁と
随分重複するようになるかとは思いますが、私
たち、副村長をヘッドとさせていただいて、会
議を数回させていただいております。それで、つ
い先日、村長に答申した中で、福祉寮なるもの
を計画をしたいということで、お話しはさせて
いただいております。これは、まだ絵空事程度
の、私たちの空想的な話程度にしか
なっていないですけれども、お年寄り、ある
いは障害者の方を、独居の方々が、集
団の住居、お部屋一つづつに。それぞ
れ、もちろんプライバシーは差
し上げますけれども、そういった福祉寮
的な住居部分と、さらに、できること
であれば、先にその住宅に共有ス
ペースを設けたいと。食堂と、それ
から憩いの場といいますか、そう
いったものを先に作れば、そこで
個人で住まわれた方が、食事
と一緒にコミュニケーションを
図る。あるいは、お話だとか、
そういうことでコミュニケーション
を図るというよ

うな形で、その先に、時期を見て、できることであれば小規模多機能的な、そういうふうな施設に繋がっていければいいなというふうに、現段階では夢を見させていただいております。

その夢を何とか、まず先にできることから、というところでは、その住宅部分を、まず現実にするために、スピーディーという部分では十分な形にはならないかもしれませんが、何とか平成26年度には形が見えて、着手をしていけるというような形で、平成25年度、できるだけ協議をして形にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：そういうことで、精一杯、努力していただきたいと。先ほどから何回も言いますが、完全は求めません。第一歩を踏み出してもらいたい、というところから要望していきたいと思えます。

それで、次の質問に移らせていただきますが、今は、日常の生活空間というような部分で、居住、住居、こういった部分を主に質問いたしましたけども、次にですね、2番目、障害者に限って言いますけども、今までの障害者の対策、対応はどうだったのかなど。今現在では、保育所段階から、そのあたりを取り組んでいるのではないかと。小学校、中学校、具体的に発達の段階に即した対応、支援をしていく。そして、校長会や各学校の協力を得ながら、その対応について協議をしていくと。体制、対策を構築している、というのが現状なのだろうというふうに思いますけれども、まだ内部で協議している。それと一定の組織化を図って、これからいくぞ、という、そういう段階ではないのかなというふうに思います。

それでですね、特に、障害者の就労支援。猿払村にどれだけの受け皿があるのだろうか、いろいろ考えてみました。難しいですね。しかし、難しいからどうなのだと。なければ作ればいいのか、というのが私の考え方ですから。それから、日常の生活支援。これも、一つ目に質問した内容とダブる部分がありますが、これについては多くは語りませんが、就労ということになると当然、授産施設、

そういったものも含めてですけどね。それと、ソフト面でいけば、その人たちとのコミュニケーションを図って相談、ちょっと困ったことがあれば、いつでも対応できるように相談体制の仕組み。

行政として、やれるものは何なのか。バックアップはできるが、何ができるのだろうか。行政が全てではないですね、住民も含めて共生ですから。高齢者も一緒になって、見守っていく、生活をしていくという、それが共生ということですから、行政だけに求めませんと。しかし、行政の役割は非常に大きいものがあります。なければできないと言っても過言ではないですけども、行政として具体的なバックアップ、こういうことをやります、ということがございましたら、一つ答弁いただきたいと。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：お答えをいたします。質問の通告書では、障害者の方々の就労支援、あるいは日常生活支援、授産施設整備、各種の相談事業と、行政として支援できること、バックアップ体制がどのようなことが考えられるのか。どういう制度化をするのかという、そういったものがあればということで今、御質問があったというふうに受け止めさせていただきます。

就労をですね、されていない方というのが、どうしても多いという実態であるということは、これはもう御承知のとおり、そのとおりでございます。現在、障害をお持ちで就労をされていないという方々の御家族を含めて、御希望だとか意向をですね、行政がどれだけ十分に確認、把握をしているのか、ということもですね、なかなか難しいという実態にあるというふうに認識しておりますので、まずは新年度でですね、可能な範囲で、できる限りこの把握に努めたいというふうに思いますが、同時にですね、段階的にでも、それこそ一歩でもできることは、という御指摘でございます。

就労支援ということではですね、障害者の方々の状態だとか状況に応じて、行動だとか、可能な作業範囲だとか、ここを熟知をして見守るというですね、あるいは指導するといったマンパワーは不可欠です。このところの確保というのは非常に、行政として

も、あるいは事業所等に御協力をいただくということでも、非常に困難な課題だなというふうに思っています。しかし、そこをですね、どうやって突き崩していくのかということになりますので、まずはですね、雇用というよりは、例えば就労体験というような所だとかですね、雇用ということもそうなのですが、村内企業だとか事業所に行政各部署が横断的に働き掛けをさせていただくという、そういったことは、まず基本なのだろうと思っています。そのときに、ずっと行政職員がそこに付くのは無理というところは、たくさんありますけれども、可能な範囲で就労体験のところに、それぞれの横断的に、可能な範囲で、見守ったりするような、具体的な動きが必要なのだろうというふうに思っております。

これが平成25年度から、すぐ取り組めるかどうかというのは分かりませんが、しかし、こういう考え方で内部で検討していきたいと思ったり、あるいは、その事業所に御協力をいただくという部分ではですね、商工会等の組織さんともですね、そのあたりを連携をして、御相談を持ち掛けながらですね、行政と一緒に取り組んでいただくような、地域だとか社会の雰囲気づくりということもあわせてですね、進めていく必要があるのだろうというふうに考えています。そういった意味ではですね、就労体験の受け入れだとか雇用を、御協力いただける企業、事業所さんに対する助成等をですね、視野に入れた制度の創設ということで、これは平成25年度に是非、検討をして村長に提案をして判断を仰ぎたいというふうに思っています。

それから、日常生活支援ということですが、これは障害者御本人は元より、御家族もですね、御心配だとか御苦労というのは、やはりたくさんあるわけで、少しでも、どのような形でもですね、支えられているのだなという、そういったものが必要なのだろうというふうに思っています。これは大事なことだと思っています。

昨年、関係者の御尽力によって、教育サイドにおいては特別支援の必要なお子様たちの親御さんの会。それから、支援をする有志の方々が集まってですね、ななかまどの会が立ち上げられまして活動がスター

トをいたしております。楽遊館という施設もですね、定期的に毎月使いながら活動されているということですので、大変素晴らしいことだなというふうに思っております。村としても可能な範囲で、この会の趣旨だとか活動内容をですね、情報として広く村内にお伝えをするという、そういった支援もですね、必要になってくるのだろうというふうに思っています。

福祉サイドのほうではですね、以前から障害者の家族会の設立ということで、大きな課題がありますけれども、具体の動きに繋がっていないということで、行政の力がまだ足りないというふうに思っています。御家族相互が交流だとか情報交換できる機会というのは、きちんと作っていかねばならないと思いますから、あるいは密度の濃い連絡、相談体制というものをですね、福祉担当者が作っていくと。実際に担当していくところをですね、改めて担当部署との具体的な活動を明らかにしていきたいというふうに思っております。

あわせて、社会福祉協議会が村にはありますけれども、地域との係わり、新しい公ということも含めてですね、社会福祉協議会の力を、もう少し高めていって、住民の方々と一緒になってやっていただくような、そういった条件整備は行政のほうでも少し力を入れていかねばならないということも、あわせて村長に提言をしたところでもありますので、何とか具体化をしていきたいというふうに思っております。

まだ漏れておりますでしょうか。よろしいですか。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：やはり、実際に、今言った考え方で施設整備をしたり、組織を立ち上げたりすると、言ってみれば、経済的な負担の面ではこうなりますよとか。もう少しですね、詳細にね、そういう部分を分析する必要があると。常に、一定の経費が掛かりすぎて難しいと。果たして、その経費というのがどうなのか。ほかの事業を止めてでも、これに向けていくような、そういうような必要性も、ときには選択せざるを得ない。そういう勇気を持たなければならない時期も、きっと来ると私は思い

ますし、例えばですよ、施設を整備するということになれば、何か補助のメニューはないだろうか。今はパソコンで、どんどん探せる時代ですから、役所に行って相談をして、いい方法はないか、という時代は終わったのですね。メニューはインターネットで、どんどん開ける。ストレートに、どこに行けば、こういう問題については相談できるというのが分かるのですよ。

そうであれば、施設の建設費にいくら掛かるのか。そのうち補助金はいくらですか。過疎債はどうなっていますか。起債の関係はどうですか。できますね。それと、経営の分析を。言ってみれば、介護保険料との兼ねあいはどうなるのだろうか。人を配置すれば人件費がいくら掛かって、入所したらいくら。今、副村長が言われた大ざっぱな数字というのは分かりますけども、必ずしも全額その人方に持てというのは、ちょっと酷ではないか。それであればですよ、やすらぎ苑についても同じことが言えるのですよ。それなら、村からの持ち出しはなくていいのか。やはり、それなりのバックアップというのは当然必要なのだと。

ですから、私が今ここで言う制度化というのは、何の制度化なのか。立法してくださいよ。憲法を作ってください。人によって、担当者が変わることによって、考え方も変わって、サービスもまちまちでは困りますよ、ということです。ですから、こういう猿払村の憲法を作って、企業にも就労の場の確保という部分で協力を呼び掛ける。企業も、そういう責任に応える義務があるとか。義務までは課せないでしょうけども、そういう立法を整備していかなければならないと思うのですね。そして行政としてやる役割。ここまでは最低限やると。ですから、そういう法律というか条例でも整備していかなければね。前にも、ちょっと話したことがあります。担当者が変わったら今までやってきたことが全部なしになるのか。それではいけないでしょう、ということですね。それを防ぐためには条例の整備というのは当然、必要になってきますから、これについてですね、例えば、就労の支援にしても、企業にどういふ呼び掛けをしていくか。支援すると、こういう特典

があるとか。国のほうでありますね、障害者を受け入れると何がしかの特典が受けられると。それを村でも、やる気があるのかなのか。ちょっと、そのあたりの分析をしてみる、という気になっていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：お答えをいたします。条例のお話、それから具体的な制度を作るいろいろな分析ということで、お話がありました。

条例というのは、御承知のように村の法律ですから、条例に規定されたことは、行政であっても、村民の方、あるいは条例の中に事業所という規定を仮にしたとすると、それを最大限尊重するということが義務、あるいは罰則というところまでいくと非常に難しい問題はありますけれども、これは理念としてですね、条例によって具体化されていくということですから、必要性はもちろん、そのとおりでなというふうに思っています。総合福祉条例だとかですね、こういったものは、やはり全国の各地で作られているという所も、もちろんありますので、そういった所も参考にしてくださいね、中身のほう、そういったものが村に可能かどうか、検討してみたいと思います。

支援制度の具体の部分についてはですね、先ほどお話をしましたように、事業所等に御協力をいただくとする、就労体験としたときに、行政としてどういう形の支援をするのか。あるいは、補助のような形での、人件費ではなくても、そのような形の具体的なものはどうなのか、という具体的な検討をしたいというふうに思います。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：今の答弁の中で、ななかまどの会の部分で、答弁もありました。非常にありがたい組織だというふうに私は考えています。ちょっと勘違いしまして、義務教育の中での対象範囲というふうに、当時は考えたものですから、それならば、義務教育が終わって、高等学校に行って、義務教育を終えた、その後の対応はどうなっているのだろうか。ななかまどの会に書いてありますね、入会のお願いというような部分で。義務教育修了ま

での教育の保障は目処が立っておりますが、その後の進路や、特に社会人として地域で自立し生活できる就労施設等、障害者が社会参加できる環境がほとんど整備されていない。ですから、というような部分で云々。この、ななかまどの会の精神。そういうことです。義務教育ではなく、もう既に卒業されている人も対象に範囲を広げて、みんなで頑張っているように。そういうことを謳われております。

これについてですね、教育長に一つお伺いしますが、やはり、これは一部の保護者や本人、福祉の関係者、学校関係者だけで事足りる、組織されればそれで問題解決するというということではないと私は思いますし、ななかまどの会が立ち上がって、それをどう発展させていくのかというのが、これからの鍵だというふうに私は思うのです。それについて、教育長として、これをどうバックアップしていくか。こういう会を上手く運営させていくか。そういう部分について何かあれば一言お願いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：お答えします。本当に、ななかまどの会が出来上がるまで、なかなか声を上げなかったという人たちが多かったのも事実です。でも、その中で、同じ境遇の中で悩みを相談し、そして将来に対する自立ができるのかという不安を、ともに相談するということができた。そういう仲間ができたというところでの力強さとか、本当にいいことだなというふうに私どもも思っております。そういう意味では、ななかまどの会が自分たちの意思決定に基づく自立性を保障して、なおかつ、これからいろいろな高等養護等々の、義務教育修了後の進路先等々の見学も含めてですね、広く学ぶことができるように、広く知ることができるようなサポート体制をしていきたいなど。

それともう一つは、今は学校関係の中でございますが、いろいろな所に見学にも行く計画がございます。そういう意味では、どのような形で修了していけばいいのかという組織のあり方も含めてですね、これから皆様方の力もお借りしなければならぬし、そして、私は正直なことを言うと、あと数年という

スパンの中で、この組織が、今現存する、そのような悩み、課題、不安を抱えている方々と手を結べる場所に持っていかたいなど。ただし、これについてはこちらで、やれ、という内容のものではなく、その人たちのニーズに合わせた形の中で進むものだというふうに理解しておりますので、そのような形の中で、是非そういう話の場を作りながらですね、推進していきたいというふうに思っております。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：今、教育長から答弁ございました。数年というスパンというのは、私の取り方としてね、やれるところは、どんどんやっけていながら、最後を、完成を見るのが数年というふうに理解せざるを得ない。というのは、今現在、もう既に、こういう生活をどうしたいかと悩んでいる人は相当いると思うのです。そこに手早く、行政としてバックアップ体制を組むというような部分では、保護者と一部の村民、有志ですか。ななかまどの会に入会をして、それだけで、どれだけやっけていけるのかな。難しいだろうなと思いつつも、何とかバックアップしたいというふうに私は思いますけども、その中で、次の3番目に入っていきますけども、今までは義務教育の範囲まで押さえておりました。しかし、義務教育が終わって、後はどうなったのだろうかというのが、実態は分からないですね。

以前に、高齢者保健福祉計画と障がい福祉プランをいただいて質問いたしました。障がい福祉プランというのは、ちょっと年度がね、若干ずれますね、これだけ。その中でも、本人及び家族、その生活状況の把握をきちんとしよう、ということで表現されておりますね。ですから、実態把握ということになるのでしょうか。ですから、義務教育を終えて、社会に出て、どうなったのかな。高等学校に行って、それから終わってからどこにいて、どういう生活をしているのかな。これは前回も質問いたしました。そういう実態調査を、きちんとしてくださいよ。

しなければですね、実際に猿払村に戻って来たいという希望があるのか。保護者はどうなのでしょ

うか。保護者の意向はどうなのでしょう。本人が
どういう気持ちでいるのだろうか。その調査がなけ
れば対策は打てないよと、私は前の質問でも言っ
ているのです。その調査をきちんとして、猿払村に
戻って来て生活したいよと。叶えてやりましょうよ
と。そういう形になるのではないのでしょうか。教育
長どうでしょうか。その件、一つだけ願います。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：お答えします。そう
いう中では、そういう方々が幸せを感じるというこ
とには、三つの観点があると思います。一つは、有
用感というか、達成感というか、そういうものを感じ
られるようなもの。そして二つ目は、自立性。自
分で決められる、自分の尊厳が守られるということ。
三つ目、関係性。人との繋がりがあり、人と生きる
中で、自分が、そういう有用感や自立性を発揮でき
ることだと思えます。それが幸せに生きるこ
とだと。つまり、今質問された最後の、自分のニー
ズがどうなっているかということは、非常に貴重な
ことだというふうに考えております。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：それでは、障がい福
祉プランの中にも表現されております。そういうニー
ズを十分把握する。実態把握をする。それによっ
て何をなすべきか、行政として。それが見えてくる
のではないか。それも何も調査なしに行政は何をす
ればいいのか。それが現在なのです。そう私は思
いますね。本当に家族はどうなのだろうか。本人はど
うなのだろうか。ここに来て生活したい。みんなで
働く場所を何とか作ろうと。そういうものがなけれ
ばですよ、今言うように、達成感。教育長の言うよ
うに自立性。関係性。みんな大事です。ですから、
何か一つ成し得れば、それが達成されたというふう
には感じないですね。いろいろな角度で、それを考
えなければならぬのですから。

是非ですね、この部分については、知的障害で考
えますと、25名の対象者がおりました。それで、
村外に出て、ほかの施設、又は就労の場で生活され
ている方が21名、残っているのは4名というふう

に、プランの中で明らかにされていますね。です
から、その21名の方は前にも話ししましたけども、
どういう思いでいるのだろうか。是非、調査して
いただきたいと思えます。いかがでしょうか、荒井
課長。

○議長（山須田清一君）：荒井保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒井輝彦君・登壇）：お答え申し
上げます。ただ今、眞田議員がおっしゃられたとお
り、村外で施設に入所されている方が二十数名いら
っしゃいます。知的、精神を合わせて、その人数い
らっしゃいます。お話に出ております福祉プランの
策定の際に、アンケート調査を実施しておりますが、
その方たちについては、64歳以下の在宅という条
件で絞らせていただいていますので、その当時のア
ンケート調査からは外れておりました。今、議員が
おっしゃるとおり、私も正直その方たちの実態とい
うのは把握しておりません。この部分は早々に御家
族、それから御本人の意向をお聞きして、次の事業
に繋げていけるような形でやっていきたいというふ
うに思います。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：それでは最後になり
ますけれども、ここで議論したことが実になるよう
に、何とか、みんなで頑張つて、知恵を出し合
って（聞取不可）ていきたい、というふうに思
います。そういった意味で、切っ掛けとなる、ななかま
どの会が組織されました。これはやはり、行政とし
て全面的にバックアップする必要があると思
いますけれども、村長、この部分について1点だけ。どう
いう、きちんとバックアップをしていくよ、という決
意をいただきたいと思えます。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：行政といたしましても全
面的に支援してまいりたいと思っております。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：終わります。

○議長（山須田清一君）：ここで3時40分まで休
憩します。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時40分

○議長（山須田清一君）：休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番、佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：それでは一般質問通告書に従って御質問させていただきます。福祉タクシーについて御質問いたします。平成24年4月に、高齢者の年齢を70歳から65歳まで引き下げ、料金も一人当たりから、一台当たりと改定し、年末、日曜、祝日も運行と、大変に使いやすくなりましたが、時間設定が、実用の現状とは差があるのではないかと考えます。現行は8時半から5時半まででございますが、利用する側にすると、例えば、お通夜に参列したいと思っても福祉タクシーでは行けない。知人、友人にも夜は頼みにくい。近くに子どもがいる場合でも、仕事が終わってからでは頼みにくい、などなど。この村にタクシーがあったらな、と思うのであります。

近隣市町村ではタクシー、ハイヤーがないのは、中頓別町と猿払村だけですが、浜頓別町はタクシーがあって、夜8時まで営業されていますし、中頓別町は民間で福祉タクシーを営業しております。時間に関しては、私が尋ねたところ、ある程度の、夜は、それなりに遅くまで。朝は、それなりに早く、ということでありました。今後の対応として、運行時間についてどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。昨年4月から、土日、祝日の運行と、年齢の引き下げ、料金を一台当たりとした効果は、本年1月末現在で、月平均177.6人の利用者で、月平均8万8800円の料金収入となり、前年に比べまして3割ほどの増加となっており、利用者の方にも大変喜ばれていると、大変感じているところであります。

平成23年10月から開始いたしました福祉輸送事業も、1年半が経過しようとしておりますが、これまでも様々な場での御意見に基づき、事業内容

についての改正を進めてまいりました。議員の質問の内容につきましても、この議会の場で議論されてきた内容であります。

事業開始当初から、運行時間を午前8時半から午後5時半として御利用いただいておりますが、一部、稚内方面行き第9便を利用した知来別方面へ帰宅する高校通学生と、宗谷バス都市間バス旭川線を利用する知来別、浜鬼志別地区、シネシンコ地区に居住する者については、時間外でも運行している状況にあります。本年4月1日から、稚内方面行き第9便を利用した知来別方面へ帰宅する高校通学生と限定していたものを、知来別、浜鬼志別地区に居住する者へ拡大し、さらに宗谷バス都市間バス旭川線を利用する知来別、浜鬼志別地区、シネシンコ地区に居住する者に、豊里地区住民も加え、利用者の範囲を拡大するべく、去る2月28日に猿払村地域公共交通活性化協議会を開催し、利用対象者の追加案件と営業時間外の特別措置、利用対象者の追加についての承認を得たところであり、身体障害者、知的障害者、精神障害者の対象者への追加は、本議会において条例の一部改正で御提案申し上げるところでありますし、営業時間外の特別措置、利用対象者の追加につきましては規則の一部改正により、条例と同様に4月1日から施行する内容となっているところであります。

議員のおっしゃる営業時間の延長については、運転手の勤務形態等の中で調整が可能かどうか、受託業者と協議しているところでありますが、労働基準法に抵触しない範囲で運行が可能か、あるいは運転手を増員しなければならないのか。その内容が固まり次第、改正を検討し、実行可能であれば猿払村地域公共交通活性化協議会の承認を受け、規則改正するという手順で進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：検討していただけるということですが、さらにですね、念を押してお願いをしておきたいと思っております。村長がですね、議員時代に、このような質問をされたことを覚えておるとは思うのですが、それは、限界集落について

でございました。御存じのように限界集落とは、過疎化など人口の50パーセント以上が65歳以上の高齢者になって、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になっている集落のことです。高齢者が多くなっても、猿払村には自治会あるいは行政の支援により、日々の生活も滞りなく過ごしていると思いますが、しかしながら、昔のように三世代が同居し、隣近所も鍵を掛けずに、まるで親戚のように暮らしていた時代とは変わり、核家族が多くなり、その子どもも成長し、独立をし、親世代のみの団地ができる。集落全体では限界ではないものの、一区画が独立した形で高齢化率が極端に上昇してしまう現象が見られるようになっております。鬼志別の高齢者用の公営住宅などは、その、いい例だと思います。高齢者が孤立するような、そういった状態、なるべくなくする。それが行政の、福祉の向上にも繋がる。

そして、高齢者がですね、生き生きと生きるには、やはり一番いいのは、出掛けてですね、人に会う。特にお通夜などは亡くなった方を偲びですね、思い出話に花を咲かせながら交流をし、生きる力を得ると。先ほども述べましたが、夜の歩みを頼むのは遠慮しがちで、かえって心の痛手に、傷になる。なかなか、子どもがいてもね、頼みにくいと。頼める子どももいますけどね、やはり親としては、なかなか、というね。働いて疲れているのに無理は言えないよねと。そういった思いがね、してしまうのですよね。

ですから、これは返答もありませんけども、是非、皆様方はね。村長一人がね、決めるわけではありませんからね。皆様方も共同責任者としてね、是非、この条例を早くですね、改定していただけるよう御尽力をお願いしてこの質問を終わります。

○議長（山須田清一君）：今の質問で答弁を求めますか。

○議員（佐々木淳君）：答弁をお願いします。

○議長（山須田清一君）：眞坂総務課長。

○総務課長（眞坂潤一君・登壇）：御答弁申し上げます。今回の第1回定例会の議案としては正直、間に合わない部分がありましたけれども、議員のお

っしゃる内容について、時間延長につきましては今、受託業者と内容の調整まで入っております、現行の委託料の範囲内で可能か。現行の運転手の体制で可能かどうか。正直、スクールバスの事故以来ですね、運送業に係る、そういう運輸支局の指導も、非常に強く指導がされたということで、その辺をクリアできる範囲内で可能かどうか今、調整をしているところでございます。調整がつき次第ですね、また議会のほうに御提案を差し上げて、時間の延長については規則の改正でございますので、議会に上程するまでもなく、地域公共交通活性化会議の御決議をいただければ規則改正できるという内容でございますので、そう いった形で事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：それでは次にですね、バイオガス発電について御質問をいたします。以前に村長は、バイオガス発電に前向きに検討し推進をする、との発言をされています。そこでお伺いしますが、計画はどの程度進捗しておりますか。再生エネルギーの価格、条件の中で、バイオガス発電がかなりの好条件であり、20年間は高価格で買い取りとなれば、この時期にバイオガス発電施設を設置したほうが有利と考えますが、いかがでございませうか。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。この再生可能エネルギー買い取りにつきましては、我が国のエネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業の育成を目指す観点から、平成24年7月、再生可能エネルギーの固定価格買い取りが制度化され、電力会社に一定の価格、期間で、再生可能エネルギーで作られた電気の買い取りが義務付けられたものであります。議員のおっしゃられたとおり、再生可能エネルギーの中でも、家畜糞尿を原料としたバイオガス発電の買い取り価格は、太陽光発電や風力発電に続いて高価格の、1キロワット当たり税抜き39円で、20年間買い取りをもらえる再生可能エネルギーであります。

本村における家畜糞尿を原料としたバイオガス発電施設の導入について、猿払村地球温暖化対策地域

協議会を推進母体に検討されておりますが、現状の段階としては、乳牛飼養頭数約400頭規模と、900頭規模の家畜糞尿を原料とした数戸の農家による集約型の施設について、糞尿の収集システムや施設の規模、形態、収支計画の概要など、具体的な数値を積算し、農家の皆様に提示できるような資料を今、作成しているところであります。今後は、農協を始めとした関係機関と共にその内容を精査し、農家の皆さんへの説明や、猿払村地球温暖化対策地域協議会にもお諮りしながら進めてまいりたいと考えております。

また、これまでの議論の積み重ねから、個別完結型のケースとして、一つの大規模法人におきまして、約500頭の糞尿を原料とするバイオガスプラントの設置計画が本格的に始動し、経済産業省の発電施設の認定、北海道電力との系統連携協議のための詳細設計の提出など、具体的な手続きが今、されております。この法人は、法人化による大規模経営に移行した際、近代的な施設を効率的に建設配置しており、本村におけるバイオガスプラント化に最も適した農場であり、先進地の事例の研究も積極にされております。また、これまで培ってこられた人脈やパイプを駆使され、今後の農場経営を見据えながら、最も効果的な技術の投入に熱心に取り組んでおられると伺っております。村といたしましても、道北における、この再生可能エネルギー分野での先駆者になろうとする同社の意欲的な挑戦、そして、そのリスクをサポートするため補助や交付金などの諸制度適用の道を探るなどの支援をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：今の答弁で、主体は行政ではなくて民間が主体となってやられていると。どの程度、行政のバックアップというか、行政が主体となってですね、計画というのではないのでしょうか。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：今、最後のほうで申し上げますけれども、この件に関しましても、行政として何らかの形で支援していきたいと思っております。

私の考えといたしましては、議会とも相談しなければなりませんけども、このように個別型で今やりたいという方が現れましたので、積極的に財政的な支援などを行って、やっていただきまして、そしてまず成功例をこの猿払村で作っていただく。

それからですね、その後において今度、集合型ですね、四つの牛舎が集まるとか、八つの牛舎が集まるとか、また、村営牧場を中心に何戸かでやるとか、そういうほうに進めて、全村的に広めていきたいなと、かように考えております。

その前には、まず佐々木議員も私も会社を経営したことがございますから、よくお分かりになると思いますけども、まず誰かが成功すれば、必ず続く者があります。その成功例を、まず出したいというのが今、思っているところでございます。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：痛い所を突かれたような気がしますけども、確かに、おっしゃるとおりではございますが、しかしながらですね、行政の持っているですね、民間の力とですね、行政が持っている力というのは、力の差が違うわけですよ。どうしても民間では、新しいもの、先進的なものにくのに、非常に億劫になるというか。大手企業であればね、余剰資金があるような大企業であれば、いろいろな、例えばソフトバンクだとかも風力発電とか太陽光発電とかにね、チャレンジするというところで、いろいろ模索されてますけどもね。しかしながら、こういう過疎地域でね、なかなか思うのですね。

そういうことであればですね、例えば、村が主体となってね、大手企業とタイアップしてですね、せっかくここにですね、原料になる糞尿がですね、無尽蔵とまではいきませんが、ある一定の農家とね、契約さえすれば、村営牧場の辺りにですね、できないこともないのではないかと。あるいはまた、そういうですね、発想を。これが実行できるかどうかは別としましてもですね、そういった案を模索していくということをされると、また夢と希望があつていいのではないのかなと思うのですね。というのは、太陽光発電というのは、お天気に左右されます

しね、もちろん風力発電もそうですよね。お天気次第ですから、いくら大規模にね、装置を設置してもですね、電力が賄えるのかどうか。お天道さん任せ、風任せですからね。その点、このバイオガス発電というのはですね、安定できると。

これは設備に非常にお金が掛かってという情報も、私も勉強してみましたけども、なかなか二の足、三の足で、先ほど村長さんがおっしゃったようにですね、成功例がないと、なかなか足を踏み出せないというのは、よく分かります。しかしですね、そう言っているとね、何もできないわけでありましてね。例えば、きのう一昨日の新聞で、道が、次世代空間モデルということですね、いろいろな自然エネルギーを生かす提案をされた中でね、村長さんも視察に行かれたと思いますけど、十勝管内鹿追町でですね、国内最大のバイオガス発電プラントの建設に着手するということが決定したといういうことでもありますのでね。これができてからでも結構ですけど、まず最初に案としてね、いろいろな角度から研究していくのもいいのではないのかな、ということを提案したいのですよ。

そういうことについてね、村長さんの考えをさらにね。村長さんでなくても結構です。担当者の方でも結構ですからね。これだけの行政マンがたくさんいるわけですからね。俺はこういうふうに考えるとかね、いろいろな案を持っている方は、多分いると思うのです。そういった案をね、集約して行って、そして厳選して、まず、いろいろな計画を立てて実行に移すということも重要だと思いますけども。まず、その前にいろいろな計画を練るということがね。検討をするということをしてはいかがかんと思うのですけど、どうでしょうか。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：まさしく今、そういう、いろいろな案を検討しているところでございます。いろいろなパターンにおきましてですね。ただ、先ほど成功例というお話をしたのは、あくまでも技術面のことでございまして、39円という買い取り価格はですね、誰がやっても採算が合うような、そういう試算でできた計画でございますから、採算面で

は大丈夫だと思います。大丈夫だということを証明するために今、一生懸命そういういろいろな試算を作っております。単体でやる形が一番効率的ですけども、集合型でやりますと、いろいろな経費が掛かってきますから、その計算が今、いろいろやっているところですけども、ただ、採算的に合う事業だということ。

とは言っても、私が、成功例を見たほうがいいよ、見ないと皆さんやらないよ、と言うのは、私も何件か視察に行きましたけども、バイオガスの発生量とかですね、その辺は、やはり一生懸命やっている人が間違いなく、たくさん量が出ます。そういうことを考えますとね、やはり村が主体でやるのではなくて、自分たちでやったほうが間違いなく成功すると、私は思いますし、それが近道だと思っています。

先ほども言ったように、行政としては、それが大丈夫なんだよ、という施策をですね、今、一生懸命作って、リスクと申しますか、その多少のリスクを和らげるための、そういう補助制度とか、そういうものを使いながらですね、補助して、推進してまいりたいなと、今、そのように思っております。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：2番目の質問にですね、糞尿の環境問題に関する調査、対策について、どのようにお考えかお伺いしたい、ということで質問してありますが、実はこれもですね、この糞尿をね、是非バイオガス発電に使うとですね、この問題も解消するのではないのかなという質問を兼ねてね、提示をしたのですけども、糞尿についてのね、臭気問題については、どのようにですね、調査されているのか。また、問題があるのかなのかということ、を、まずお伺いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。家畜糞尿の処理につきましては、平成11年に制定、平成16年11月から本格施行となった、家畜排泄物法により適正に管理することが義務付けられました。家畜糞尿の環境への影響については、これまでも宗谷総合振興局が中心となり、市町

村、農協などと連携をし、適正化指導チームを設け、各農家の施設を巡回し、現地において不適切な状況が確認されれば、農協を通じて指導してきております。このような中で、農家では糞尿の適正な管理保管をするため、堆肥舎や尿溜め、スラリーストアーを建設、整備しながら、環境対策に努めてきておりますが、こうして管理保管した家畜排泄物の農地への散布、還元は、土づくり、草づくりに欠かせない重要な営農行為であり、自給肥料の確保が、経営の安定に直結するものであります。

糞尿の臭気対策については、これまで臭気を少しでも抑える方法や、市街地周辺の農地への散布については、時期、気象を配慮、調整するなど、様々な工夫を凝らしながら対策を講じてきております。今後も農協が主体となり、昨年発足した家畜糞尿適正検討会などで、その対策について検討を進めてまいりたいと思っております。また、先の御質問にもありましたバイオガス施設は、議員もおっしゃられましたが、臭気対策にも効果のある施設でありますから、先の法人における実践効果を参考にし、環境対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：猿払村もですね、農業とね、漁業の村でありますから、多少の臭気はですね、やはり我慢しないといけないのだと私は思っておりますが、しかし、いろいろ調べてみるとですね、こういうのがありました。別海町ですね、別海町も酪農で有名な所でありますから、家畜糞尿から出る臭いに対する取り組みということで、この農業を基盤とする別海町にあっても、家畜糞尿の圃場散布に発生する臭気は町全体に漂い、地域の臭いとはいえ住民生活に不快感を与えていた。臭気に対する農家意識の向上と、臭気対策への取り組みを促進し、町内における家畜糞尿の臭気低減を図り、快適な農村社会の形成に努めると。そういうことで、年間85万円ほどの予算ですね、一農家当たりですけども、消臭液を投入し、攪拌、曝気するなどの対策を取っている、ということであります。

ちょっと話はですね、また戻ってしまって非常に恐縮なんですけども、先ほどのですね、村長は御存じだと思うんですけどね、液肥になるわけですよ、この糞尿がね。バイオガス発電をして残った残渣ですよ。本来であれば、この残渣も処理しなければいけないんですけども、農家においてはですね、これを畑に撒けるということですから、一挙兩得ではないのかなと、このように考えているわけですよ。しつこいんですけども、別に村が主体とならなくてもね、大手企業を誘致してね、村営牧場の辺りを提供してですね、家賃、土地代を取りながら、また、農家は糞尿を提供することによって、その料金をいただきながらですね、なおかつ液肥もいただける、というようなこともあります。

新聞にも載っていましたが、2016年には電力が小売になると。電力小売が規制改正されると。らしいというか、こうなると多分、改正されると思うんですね。そうなってくると、今の買い取り制度もですね、どのようになるのか、ちょっと不安になりますよね。なるべく早くですね、先ほども村長さんもおっしゃったように、採算の取れる買い取り価格ですから、それが20年間もいただけるということなので、これは是非ですね、誘致なり営業なりですね、する価値があるなど、私でも思いついたわけですよ。

また、自由化になればですね、売電もできるわけですから、そうなってくると、もしかしらですね、猿払村の電力もバイオガスで賄えるのかな、ということも考えられるなということで、しつこくなるのでね、答弁はいいですけども、そういった、いろいろな夢がね、希望があるので、是非ですね、検討しているということでもありますから、早急に具現化、形にですね、なればいいなという希望を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（山須田清一君）：答弁をもらいますか。

○議員（佐々木淳君）：よろしかったら答弁をいただければ、ありがたいのですが。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今、議員おっしゃられたように、このバイオマスプラントにつきまして、

産業としても様々な魅力がございますので、企業誘致というのは、ちょっと難しいかもしれませんが、積極的に様々な方面に当たってみたいと思っております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：それでは最後の質問になろうかと思いますが、経済対策についてであります。我が国の経済は、過度な円高とデフレが長引き、国際競争力が低下し、大企業は海外に工場を移転、拡大し、国内の若年雇用の停滞、就職浪人、あるいは大学を卒業しないで留まり就職活動を続ける学生も多数おります。先の見えない閉塞感を払拭できず、中小企業は設備投資どころか、修繕すらも我慢しながら操業を続けなければならない状況が多く見受けられます。

こうした中、安倍内閣が発足とともに為替は円安に傾き、株価も回復し始め、景気回復への兆しが見え、円安による石油製品の値上がりがあるが、それ以上に景気回復への期待感もあり、内閣支持率は高止まりで推移しております。現政権は日本経済再生に向けて、東日本大震災の復興と、老築化した社会インフラ対策を重点的に実施し、産業経済基盤の強化を図るなどにより国土強靱化を推進し、国民生活の安心、成長基盤の強化を図る緊急経済対策として、5. 2兆円の公共工事が投資されるとのことであります。

社会基盤の急激な整備は過度な財政負担を強いられるが、計画的に進められる老築化した社会基盤整備は、住民に安息感を与え、雇用を創出し、消費経済にも緩やかな活動を促すと考えます。過度な緊縮財政は経済活動そのものを萎縮させ、雇用の停滞、消費活動の停滞を招くと考えますが、村長の長期的な経済対策をお伺いします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。猿払村はですね、国と違い、小さな地方自治体でありますから、安倍総理のように3本の矢といわれるような大胆な経済政策は残念ながらございません。消費拡大に繋がる長期的な経済対策としては、基本的には、国、道の事業により、生活基盤

整備を計画的に進めなければなりません。しかし、この地域が未来永劫存続するには、地域資源を生かした民間投資を促す経済対策を行わなければなりません。

日本一の安心安全な食料基地を作るのが、私の経済目標であります。今、基幹産業の水産業、酪農業に関する漁港整備、農地改良整備等の国営、道営の事業が行われておりますが、これと並行してですね、民間資本による衛生的生産施設、加工施設、環境に優しい施設等への投資、そして、それと連動する商工業の活性化に繋がる投資を促す経済対策を、長期的に行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：村もですね、これからのですね、事業も、商業も。先ほどの同僚議員の質問にもありましたけども、非常に商業も停滞しております。それから建設業なども、農業もそうですけど。漁業はね、何とか村で一番頑張っている業種でありますしね、これに期待するしかないのかなというところではありますが、そうなるかとですね、どんどん疲弊していくということでもありますね。それに、その対策としてですね、国がですね、公共工事をドンと出そうということで、それに伴ってね、経済対策と一緒にやろうということでもありますけども、公共工事の一時的な増大というのはですね、経済対策にはならないと。

私、大和総研というコンサル会社が出しているコラムを参考にしたのですが、経済対策としての公共事業として、特に疲弊、弱っている地方経済の活性化のために、公共事業を通じて地域の建設業を媒体として。地元の企業ですよ。そこに金が入るとい、そういうことですが、そして、地域に一息ついてもらうことにある、と。公共工事というのは、一番投資しやすいですよ。経済活性化になりやすい。ちょっとお金が、すぐそこにポンと注ぎ込むだけで回るという、そういった経済効果を国は期待していると。村も、そういうところがあると思いますけども、しかしながらですね、麻生政権のときも緊急経済対策として、公共工事が出ましたが、

札束を積みば地域の経済が活性化するということには、ならなかったのですね。というのは、急に予算が来るので計画が間に合わない。計画がないのですね。ないので、そのため、大きな、既存のですね、元々あった計画を膨らませてね、緊急に工事を発注すると。そうなってくるとですね、地域での大手企業は、その継続工事について恩恵がありましたが、中小企業には、細かな工事は計画がないので出しにくいということで、経済対策には、ちょっと遠かった。また、大手企業にしてもですね、急に仕事が増えてしまった。そのために、技術員や作業員など人員が不足し、経費が嵩み、工期もですね、詰まってしまうものですから、突貫工事でやってしまう。そうすると、コストが掛かってですね、最終的にはお金がただ通って行っただけということで、実際に地域がそれで活性化したかとなると、実はそうではなかったのですね、あのときは。今も皆さん、そのような危惧をしている。

東北大震災などでも新聞によりますとですね、資材が高騰し、人手不足で、入札に参加する業者がないという。なぜ、いないかというね、採算が取れないから。入札してもですね、仕事を取っても赤字になってしまふと。こういったことがね、起きるわけです。

私は何を言いたいのかと。とりとめのないようなお話をしていますね、では何を言いたいのかと思っただけじゃないかと思いますが、実は、私が言いたいのは、業として、仕事として成り立つためには、継続的な、永続的なですね、仕事が続くという状況が望ましいわけですよ。これは製造業においてもね、先ほども村長さんも、あなたもそうだけど私も企業を経営していたことがあると。私どもにとって一番困るのは、急に仕事が増える。そして、急に仕事なくなる。これが一番困るのですよ。ないなら、なくてもいいのです。ずっとないのなら方向転換すればいいのですから。ですが、あるならあるで、少しでいいから長続きしてよと。そんな急に出されても。国会議員の先生に文句を言ってもしょうがないですけども、政権が変わったら、ドーンとね、仕事が増えるだとか、政権が変わったら、急に仕事がドーン

となくなるとか。私たちは一体どっちを向けばいいのかという、そういった思いをしているわけですよ。

ですから、村長さんもですね、公債費を下げるまでは我慢してくれということでもあります。我慢しましょう。我慢してきました。その結果として、かなり、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけども、村としては、かなり弱ってきていると。商業も後継者がいない、出にくい。建設業も後継者は、なかなか作りにくい。強いて言えばね、漁業関係の、水産関係の加工業、これについては後継者が何とかね、育っている。また、漁業者の後継も育ってきているような状況です。ですが、農業は非常に厳しい。

そういった中で私が望むのは、先ほども言いましたように、少しでもそういう、どうせ修理しなければいけないですからね。作ってしまった道路だって、いずれは直さなければいけない。それから建物だって、作ってしまったら作りっぱなしというわけには、いきませんよ。いずれは直さなければいけない。この前、笹子トンネルでね、大事故がありましたけども、言わせてもらえば、皆さんも同じだと思いますね。あれだって、もう少し早く点検を。点検するというよりも、10年とか15年、20年サイクルでね、見直しをかけるというような施策を取っていればね、あのような大惨事にはならなかったのですね。ですが、公共工事に金を掛けるのは悪いのだ、というね、社会的な風評がありましたから、そればかりでなくて、なかなか一回作ったものに、またお金を掛けるということもね、しにくいという、そういった風潮もありましてね、結局、あのような大惨事になってしまったということでもあります。ですから、その辺も鑑みてですね、長期的な展望で村長さんはどのように考えていらっしゃるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。確かに私の3年間、皆様に緊縮財政を強いたことに対しては、本当に申し訳なかったなと思っております。それとともに、自分の力のなさを本当に痛感しています。まして、皆様方の状況もよく見

ておりますので、何とかしたいという気持ちがありましたが、残念ながら力及ばず、そういうことができませんでした。ただ、財政的にはですね、先ほども言いましたように少しは良くなってまいりましたので、今後については何とか積極的な経済対策が打てるのではないかなと思っております。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：そこで、お願いをしたいのはですね、急激なインフラ整備ではなくてですね、やはり持続可能なインフラ整備をお願いしたい。（聞取不可）というかね。生活というのは、急に、たくさんお金があっても使えないし、お金が全然ないと、また生活も成り立たないということがありますから。サラリーマンの方はですね、今月は給料が出たけど、来月はどうなるか分からない、というような生活をするとすると、これはちょっとね、かなり厳しいなど。方向転換したいなど。こう思うわけです。これはサラリーマンばかりでなくてね、建設業でも、商業でも、やはり未来を展望できるような、そういった売り上げがある、というような状況が望ましいわけで、多くを望むわけではなくね、少なくを望むわけでもなく、やはり中道が一番よろしいかなと考えて。村長は、その辺はね、しっかりされているので大丈夫だと思いますけども、是非、公債費も下がったということでもありますので、期待をしております。

次にですね、同じ質問になってしまいますけども、老築したインフラ整備の計画はどのようになっているか。やはり急激ではなくてね、確実に、着実にですね、次はこれをやる、という計画があったらよろしいかなと考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。最初に、道路など産業基盤のインフラ整備について申し上げます。高度成長期に集中して整備された道路等の社会資本は年々老朽化しており、維持管理に要する増加が見込まれております。道路整備については維持管理を重視し、取り組んでまいりましたので、新設路線や改良舗装の計画はありま

せんが、今後は路線の老朽化や必要性等、費用効果を検討していかなければなりません。具体的には執行方針でも申し述べましたが、本年度から道幅が狭く老朽化が著しい鬼志別市街地の1路線の改良舗装に着手いたします。

工作物であります橋梁につきましては、長寿命化計画を現在進めておりまして、今後部分的な修繕や架け替えが出てくるものと推測しております。また、道路改良等においても、本年度において点検し、修繕計画を立てまいります。

水道事業においては、浅茅野地区は道営事業で本年度から着手いたしますが、他の地区においても調査を進め、老朽化に対応する対策を講じてまいります。

下水道事業も水道事業と同様に、昨年で鬼志別処理施設の更新が完了いたしました。今後は他の地区の診断を継続的に実施してまいります。

なお、これまで整備してきた社会資本を大切に、各事業の計画や更新費用の平準化を念頭に置いた取り組みをしていかなければならないと考えております。

次に、学校、病院、公園など、生活関連のインフラ整備について申し上げます。この関係の整備計画は、第6次総合計画実施計画書、平成27年までと、建物長期営繕計画、車両管理計画、平成33年までをもって管理しております。これまでは明確な維持、更新の基準はありませんでしたが、建物長期営繕計画、車両管理計画の中で管理基準を定め、適正な管理と費用の平準化を行ってまいります。建物の更新基準は耐用年数を基本としておりますが、その時点での安全性や劣化の状況を考慮することとしております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：私が望んでいるのはですね、来年がどうするかとか、今年がどうするか、ということではなくてですね、最低でも5年、あるいは長期的には10年というね。もちろん、年度によって見直しというのは必要であると考えますし、そうしなければ実際のニーズにはね、対応できないと思いますが、しかし、それにしてもですね、現村

長がいる間にですね、最低でもですね、5年計画ぐらいはですね、あったほうがよろしいかと思うのですけども、そういった長期的な計画については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山須田清一君）：坂本財政企画課主幹。

○財政企画課主幹（坂本秀喜君・登壇）：御答弁になりますかどうか、ちょっと不安でありますけども、お話しさせていただきます。長期的な計画といたしましては、先ほど村長も答弁させていただきましたとおり、総合計画というものが、まず村の一番大きな計画としてあります。それにつきましては、平成23年度から平成27年度までの5か年の村のありようを定めたものになっています。その中で必要な事業については、実施計画として一定の網羅をしながら、議員皆様方のほうにも提示させていただいているものと思っています。

あわせて、（聞取不可）になりますけども、昨年来、金子議員からも御質問ありましたが、老朽化している建物等の管理の計画はないのか、という御質問もありましたので、昨年11月、12月にかけて、各課から聞き取りをいたしまして、これも村長が先ほど答弁されていますけども、平成33年度までに各建物、一部橋梁も含めてですけども、どのような維持管理費が掛かるのか、というものの計画をしております。それにつきましては、まだまだ10年後の部分も含まれていますから、詳細な数字の積み上げというふうにはなっておりませんが、概ね今、予測できる事業費として聞き取りをしております。あくまでも10年後の部分までですから、その計画年度の目前になりまして、改めて事務事業評価を行いながら、その優先度ですとか、必要性を整理しながら実施していきたいというふうを考えております。

また、費用負担につきましても、これから起債の制度もどうなるかということもありますし、補助制度がどうなるかということもありますので、それらも事務事業評価の時点では、しっかりと整理しながら、最大限、村の財政負担のないような整備をしていきたいというふう考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：大変よく分かりました。常に5年後、10年後ということですね、念頭に置いてされているということで理解したいと思っております。

次にですね、農業の活性化に対する村長のお考えをお聞きします。農業基盤もですね、私が言うのも何ですけども、将来的にもですね、TPPも今どうなのか、よく分かりませんが、将来的に非常に不安を抱えている業種の一つであると認識をしております。しかし、農業なくしてですね、日本の国そのものが成り立たないということは、誰もが感じていることではありますが、しかし、実際どうしたらいいのかということになると、なかなか分からない。というより、対策がない。こうだ、というね、なかなか答えがないと思うのです。いや、村長さんは持っているかもしれませんが、ないというのが現状ではないかなと思うのです。しかしながら、その中でもね、目先というかね、3年、4年、5年、10年の。10年まではいかないにしてもですね、農業に対する村長の思いをですね、語っていただきたいなと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（山須田清一君）：伊藤産業課長。

○産業課長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の佐々木議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず、農業関係ですけれども、経営の安定を図るために欠くことのできない生産基盤の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。積雪寒冷地の本村にあつては、酪農専業が唯一でございます。継続されている事実もあり、牧草以外の作物を生産し、生計を維持することは不可能であります。その残された道であります酪農にとって、豊富な土地基盤を有効に活用することが最も重要な要素であり、既存農地の維持や、整備のための国営事業や、道営事業を推進しているところでございます。

現政権では、農業農村整備事業に多くの予算が配分されており、今日の公共投資が5年後、10年後の生産量の確保に繋がるものと確信をしております。そして、これら生産基盤の整備が経営の安定を見通す指標となることにより、後継者の確保や、

新規就農者の受け入れの気運、意識に弾みがつくことを願っているところでございます。どのような産業にあっても、将来に対する希望がなければ、これを受け継ごうとする次世代の担い手を見出すことはできないと考えております。

次に、意欲あふれる酪農家が経営の規模拡大を目指すとき、又は経営の内的な充実を図ろうとするときに、これら経営を後押しするのが村営牧野の存在でございます。熟練したスタッフによる確かな飼養管理、技術は、明日の経営を支える後継牛の確保を容易にするものであり、個別経営の実態に合わせた利用が可能でありますことから、利用頭数の動向と、利用料金の水準の均衡に配慮しつつ、必要な機能の拡大を図ってまいります。

また、少子化による人口の減少が予想される現状では、牛乳、乳製品の消費の減少も確実であり、生産調整の悪夢が再び訪れないとも限らない状況でございます。昨年1月から12月までの本村の生乳生産量は、ホクレン稚内支所が発行している生乳受託販売実績によりますと、4万650トンとなっております。本村の人口を2,800人といたしますと、1リットルパックで一人当たり年間1万4517パックとなっております。現実には、大部分が加工原料乳として処理されておりますので、飲用としての消費が必要となるものではございませんけれども、本村の酪農を支える生乳の消費拡大と考える参考になればというふうに考えております。

さらには、消費拡大に対して本村が取り得る有効な方策を見出すことは、若干困難かも知れませんが、より一層、関係団体と歩調を合わせた上で、消費拡大などに取り組んでまいりますし、冒頭にも述べたとおり、酪農専業を唯一の道としております本村にとりましては、これまで半世紀余りの道のりの中で少しずつ築き上げてきた基盤がございますので、これを、さらに揺るぎのないものへと確立し、次の世代へ引き継いでいきたいというふうに考えております。執行方針を若干かみ砕いたような答弁になっておりますけれども、御了承願いたいと思います。以上です。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：私もね、質問が抽象的でありますから仕方ない部分もありますけども、ただ、具体的にですね、同僚議員も何度も質問したり意見も出ていると思うのですけども、牛乳と肉の館を利用してですね、もっと農業製品を作れないかとか、あるいはチーズなどのね、そういった施設もですね、助成できないかなどという、そういった案も出ています。ここで、そのことについては触れませんが、そういったことも、もちろんですね、村長さんを始め皆様方はですね、考えていらっしゃると思いますので、是非それをですね、早急に具現化、具体化していただけるようですね、お願いを申し上げます。

また、農業基盤とかね、全ての業種が上手く、特に商業というのはサービス業ですから、農業も栄え、建設業も栄え、漁業も栄えて、初めて村として商業が成り立つということでもあります。残念ながら、この商業というのは実は一番最後にくると。ですから、商業が栄えているということは、村が活性化しているという証しにもなるのですね。ということは、どうということかという、逆説的に、商業が寂れているということは、もっと頑張らなくてはいけない、ということでもあります。

もちろん、これは全て村長さんが悪いとか、そういうことではありません。我々一人一人がですね、もっと知恵を絞ってね、何かをやりたい。何かをまたやるという決意がね、この村に住んで、この村で何かを作るんだという、一人一人がそういう思いをすればね、活性化していくとは思っているのですけども、ここは議場でありますから、行政としての対応ということに限定されますのでね、是非、その意味で、行政として何かを創造していただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

最後の質問でありますけども、育てる漁業の推進に、どのようにお考えかお伺いしたい、ということではありますが、私も漁業ではないのでありますが、しかしながら、最近、猿払の海で獲れる魚種が変わっているということで、魚種が変わるということは、どういうことか。暖かい所ですね、獲れる魚が、この限界でも獲れるようになってから久しくありま

すけども、ということは海がですね、変わっているということになると思うのですね。そうなってくるとですね、やはり海の整備というか、漁場をね、整備するということが重要なポイントになるのではないかと思うのですよ。

というのはですね、礼文町とか、それから島などはですね、枝幸町もそうですけども、コンブ礁とかをですね、漁礁を作っているのですね。ですが、猿払村は二、三年前にですね、知来別の港のすぐそばにコンブ礁の造成をしたきりで、これと違ってですね、手を打っていないような、また、これは村でやるというよりは道にお願いするしかないのかなと思いますけども、それにしてもですね、この村で、そういったコンブ礁をやったりですね、そういう漁場づくりがですね、されていないような気がしますし、また、ちょっと話が逸れますが、稚内市の声間の浜でですね、海岸工事を延々と（聞取不可）としてやっているのですけども、あそこで非常にナマコがたくさん獲れるようになりまして、今、工事の時期がですね、11月ぐらいからしかできなくなりました。というより、そのナマコの漁をするために工期変更を強いられているということでもあります。

そういった、ちょっとするだけでね、ナマコがたくさん獲れるというようになったということは、非常に羨ましいような、希望が持てるような気もするのですが、猿払村でも知来別の辺りでウニとかね、ナマコが獲れるということで、獲った方もおりましたけども、そういった漁場整備ということについては、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（山須田清一君）：伊藤産業課長。

○産業課長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の佐々木議員の御質問にお答えします。ナマコ、ウニ、そういうのも含めて浅海事業という形の中で過去にいろいろ進めてきて、過去にほかの議員さん方からですね、いろいろな御提案をいただきながら、その都度、漁業協同組合様のほうと、いろいろ協議をして、全体ではないですけれども、協議をしてきた経過はありますけども、一応その中では3魚種、主要となっているホタテ、それからケガニ、サケについて、力を入れながらやっていきたいというような御返答

もありましたし、村長もそういうような形で考えておりますので、一応この3魚種に絞った中ですね、ちょっと御答弁をさせていただきたいなというふうに考えております。

活力と潤いのある水産業を振興していくために、漁業者、漁業協同組合、行政が連携し、資源管理型漁業と、つくり育てる漁業を推進し、ホタテ、ケガニ、サケなど、基幹魚種の安定的な生産体制を維持するとともに、3漁港施設及び関連施設の整備を推進してまいりたいというふうに考えております。

また、重要な生産基盤であるオホーツク海の生態系の維持を踏まえた漁場環境の保全、循環型社会を意識した漁業系廃棄物の適正処理、資源の有効活用など、環境を調和した水産業の振興を図るとともに、国際競争力のある経済体の育成などに努め、魅力あるまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えております。昨年のホタテの水揚げは、約4万3700トンとなっております。今後も、ホタテの水揚げ量の確保と、その水準の底上げができるような支援をしてまいります。

また、さらに活力と潤いのある漁業地域の形成のため、各関係機関と連携しながら漁業に関する技術指導の強化や、優れた担い手の育成確保を図りながら、経営基盤強化へ向けた取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

また、水産加工品のさらなる知名度の向上や、消費及び販路拡大を図るため、観光部門などと連携をしながら、村外でのイベントの開催や出店などを通じて、本村の水産加工品の全国へ向けたPR活動をしてまいります。

御質問の育てる漁業の推進以外にも申し述べさせていただきましたけれども、今後も引き続き関係機関と連携しながら、つくり育てる漁業の主要魚種であるホタテ、ケガニ、サケの持続的な安定生産と品質の向上を図るために、環境収容力に見合った資源管理型の漁業確立を目指してまいりたいというふうに思います。

また、今議員から御提案がありました他の魚種についても、過去からそういうような御提案もありましたことから、含めてですね、検討をしてまいりた

いというふうに思っております。検討ということは、またいろいろ言われるかも知れませんが、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：私が質問したのでは、育てる漁業の推進ということですが、これは私が考えたわけではなくてですね、漁師の皆さん方もですね、今の、この状況がね、延々と続くというように考えていないようでありますので、やはりコンブとかね、ウニとか。コンブができれば、いろいろなね、また違った漁業がね、できるということをお聞きしましてね、それであれば是非ですね、コンブを中心とした、そういう漁場づくりですね、そういうことに対して推進をしたらどうでしょうか、という意見というか、そういうお考えはないのでしょうか、ということであります。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。今、言われた点はですね、猿払村漁業協同組合と連携を取りながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：佐々木君。

○議員（佐々木淳君・登壇）：よく分かりました。

ということで、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◎ 延会の宣告

○議長（山須田清一君）：ここで、お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

○議長（山須田清一君）：日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

8番、小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：おはようございます。一般質問通告書に基づき、2項目7点ほどについて質問させていただきます。

昨日も、この本会議場で5名の同僚議員の一般質問がございました。その中でも、私の質問項目にある再生可能エネルギーや様々な産業、高齢者福祉対策等の質問もございました。私の中にも同じような質問がありますので、ダブるところは省略して、自分の思いの重点項目等を簡潔に質問したいと思います。よろしくをお願いします。

昨日、村長のほうから執行方針の話をお聞きすることができました。執行方針の中にも、人口を増加させるという話が、はじめに、の欄に2項目、おわりに、の欄に1項目と。村長の思いが、人口増加に強い思いを持っているのだなということを感じました。その人口を増加させるための施策を実行するとありますが、現実的に具体的な案がないというのが私の印象でございます。

この過疎地域を持続させるためには、いかに人口の流出に歯止めをかけて、人口の増加を図るための施策を行うか。非常に重要な課題でないのかなと考えるところでございます。そのためには、今まで既存の産業の振興策。また、新産業の創出。これは絶対欠かすことができません。そこで、猿払村でこれから有効であろう3点の産業についてお聞きしたいと思います。

質問通告書にございます、1番目として、再生可能エネルギー産業。2番目、森林産業。3番目としては、きのうも高齢者の就業対策等の質問もございましたが、高齢者、幼児、児童の福祉産業の創出。ボランティアだけで、私は高齢者や子どもたち、障害者等の見守りというか、そういうことはできないと考えます。できればそこは、産業を創出して、その点を担っていく。その3点について、1項目目の質問をしたいと思っております。

まず初めに、再生可能エネルギー産業ということで、昨日の同僚議員の質問の中に、バイオマスエネルギーの質問がございました。今年度は村ではなく、一民間企業、法人が、バイオマスエネルギーを実行すると、村長のほうから報告ありました。それを応援するために、何らかの経済対策なり財政支援をするという旨の発言がございました。

先日の北海道新聞の中に、化石燃料から再生エネルギーに道内を完璧に変換したならば、道内の経済効果が2648億円。それプラス、雇用が1万1600人増えるという記事がございました。道内で、これだけの経済効果です。北海道全体でやるとなると、非常に厳しいものがあるのかなと。大学の先生の調査ですから、基本的には調査項目として私達も、これを身に覚えておく必要はあるかと思えます。

人口2,700人の猿払村であれば、もう少し短いスパンで、このような経済効果を生む再生エネルギー産業を創出できるのではないかと、私は考えます。そこで1番目に、再生可能エネルギー産業について、村長のお考えをお聞きします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。昨日もお話いたしましたけども、私も村長に就任いたしまして、ほとんど知識のない中で村長に就任することになりまして、何をしたらいいのか。私は、行政の経験は、ほとんどございませんでしたので、どうしても商売人の感覚で、何をすれば収益をもたらすことができるのか。どうすれば利益を出すことができるのか、ということから、どうしても考えてしまいます。昨日も話しましたが、ただ単純に税収を増やすということでは、それだけでは収入の増加には繋がらないと。やはり一番効率的なのは、人口を増やして、そして地方交付税をたくさんいただくというのが、とりあえずは、この村を財政健全化する一番の方法であるのだということで、当初から人口を増やすということが念頭にありました。ただ先ほど、きのうも言いましたけど、財政的にはまだ余裕がございましたので、私なりに努力して、ある程度の、財政は少しは良くなったと思っております。今後については、積極的な対策が打てるものと思っております。

確かに議員おっしゃるとおり、人口増加をすると言いながら具体的な施策はないのではないかと問われれば、確かにおっしゃるとおりでございますが、しかし、これを声高々に話すことによって、職員も、また議員の皆様もですね、必ず協力していただける

という思いで、今年だけではなく、今後において必ず役立つということで、あえて非難されるのを覚悟で、人口増加という問題を出しました。

その中でもですね、ただ今の質問にお答えいたしますけども、当村の再生可能エネルギーの活用方策の一つとしてのバイオガスについてはですね、昨日も申し上げましたが、その有効性という点におきましても疑う余地のないものと考えておりますし、技術的には道内の稼働実例が示すとおり、ほぼ確立されたものと感じております。本村の糞尿の性状や特有の気候などを考慮する必要はあるものの、プラント稼働には大きな不安材料となるものはないと考えております。

しかし、これまで申し上げておりますとおりですね、村が主体となって運営する方式として、集約型のバイオガスプラントの検討を進めているところでありますが、規模を大きくすることで売電収入の増が見込める一方で、糞尿の収集や消化液の散布といった点でのコストも増大することや、個別農家の現状の糞尿処理方式の違い、さらには本地域における系統連携の枠などの問題も多いことから、施設規模ごとの試算などを重ねていきたいと考えております。

また、雇用の創出や人口の増といった点におきましても、バイオガスプラントの設置のみでは直接的な効果が期待できるものではなく、電気や熱といったプラントから生み出されるエネルギーの有効活用が重要であると考えております。

きのうも申し上げましたけど、私は、まず一つのモデルとして事業をしていただきまして、その方に今ある村の助成制度とか条例の中で、できる限りの支援をしてあげたいと思っております。そして、この事業を必ず成功していただく。そして、この事業が成功して、そしてですね、今度は集合型。今、申し上げたとおり個々の個別型でやるよりは、たくさん課題がございます。それを一つ一つクリアしてですね、そして間違いのないものだと自信を持ってやれる気持ちに各農家の方になっていただいて、そして、四つの農家、八つの農家、そのようにまとまってですね、一つずつ、このバイオマスプラントを進めてまいりたいと思っております。

そして、これもきのう申し上げましたけど、これは臭気対策。これは農家のイメージを上げるということにも、もの凄い効果がございます。こういう一次産業の村ですけども、ある程度その臭気は我慢しなければいけないという考え方も、もちろんございますが、ただ、やはり時代といたしましてはですね、こういう臭気対策もきちんとできる安心、安全、衛生的な農業。これを目指していきたいなと考えております。その一環にも役立つと、そういう意味で、このバイオマスプラントを是非とも私は進めてまいりたいなと思っております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：今、村長の答弁は、家畜糞尿バイオマスに限った形での答弁を受けました。私の質問内容としては、私は再生可能エネルギー産業という形で、家畜糞尿バイオマスに限らず、ソーラー、風力、木質系バイオマス等も含めた形で、私は村の中で産業を起こせないかなと。エネルギーと、エネルギー産業として、雇用を創出するだけの。今、村長のお話の中で、家畜糞尿バイオマスをした場合には、農家さんが集まってバイオマスプラントを作る。そこに雇用が生まれるかとなると、新しい人材雇用は難しいのではないかなという思いをしました。

きのうも同僚議員の質問の中で、財政支援なりをしたいというお話もありましたが、私としては、平成25年にバイオマスプラントが村内にできるのであれば、村からの財政支援も可能でしょうけど、私は人材支援も大変重要なことではないのかなと。そういう成功例を見ていただいて、次のバイオマスプラントの建設時に、その人間が役立てる。村としてはお金を出して、そのバイオマスプラントが上手くいけば、それでよかった、ではなくてですね、バイオマスプラントの技術員を創出するぐらいのイメージでは、どうでしょう。きのう、村長もおっしゃっていました。道東のほうへ行けば、バイオマスプラントに関して一生懸命 やっている所は、やはりガスの発生量がいい。となれば、基本的には今、自分の仕事を持っている農家さんがバイオマスプラント、大規模なものを持って、今よりも仕事量が増えて、

いくら法人化でやっているとはいえ、なかなか、そこまで人材の育成というのは難しいのではないかと。

例えば、村が1000万円の支援をするのであれば、人材を1人派遣して、年収400万円と計算して、2年半はただで、その農家さんで技術員として仕える。逆に言えば、そちらのほうが私としては、村としての支援としては支援を受ける側が（聞取不可）しても次のステップに繋がるのではないかと考えます。そのような施策に対して、村長の考えをお聞きしたいと思います。それが 一つ目。

それと、村長も十分御承知のこととは思いますが、上川管内下川町で、今年の1月から、大々的に道新の1面、また、2面、3面を賑わせております。林業のまち下川町でバイオマスで熱電自給と。2015年秋には稼動して、人口の8割を熱、電気を自給すると。北電から電気は買わないという施策で、人口3,600人。うちよりも1千人多い林業のまちですけど、うちとは同じにするつもりも、ここではないですが、そのような記事も道新の中であります。その辺も含めて今一度、再生可能エネルギー産業についてお聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：まず最初の質問、人材的な支援ができないかということですが、これに関しましては、先ほども言いましたけども、やはりバイオガスの量をたくさん出すというのが一番の課題でございますから、それらの点についても少し検討してみたいなと思っております。

また、産業としてもですね、ドイツなどの例によりますと、発電するのが主目的になりまして、酪農が、その手段になっていると。そういう地域も今、現実的にございます。そこまでいくとは、ちょっと思えませんが、そういう意味で産業的にも発展する可能性は、私は糞尿によるバイオマスにはあるのではないかなと思っております。

それと、木質系のバイオマスについてでございますが、当初に申し上げましたけども、当村の中にあるバイオマスを使ってですね、エネルギー、その熱を利用して、まちを活性化させていくという、バイオマスタウン構想というものが、もう既にございま

す。そのとおりに実際いっていないというのが実情ではございますが、できるだけですね、その木質系、また、そのほかのバイオマスを使ってですね、そのようなことができるのかどうか。元々そういうことを考える協議会もですね、ございますので、今後において再度検討してまいりたいなと思っております。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：質問項目の中には1から3まであるのですが、全てリンクするものから、今の再生可能エネルギー、産業については、バイオマスで、うちの村は今年から動き始めます。次の段階においても、ソーラー、風力、木質系と、次のステップへ進むよう要望いたします。

次に2番目の森林産業。敢えて新産業の創出というところで、森林産業を挙げさせていただきました。執行方針の中には、森林産業の振興とあります。私は、森林産業、過去は村で林業が行われ木工場があり、産業として成り立っていた。今、猿払村では、森林産業は成り立っていない、という考えの下、敢えてここに森林産業を入れさせていただきました。猿払村の土地の78パーセントぐらいは山林であります。その山林を他の大手造林業者さんや、他の地域の森林所有者の方々が手入れをし、伐採をし、産業としては成り立っているのかなと思いますが、村の中としての産業としては皆無と言ってもいいくらいだと考えます。いかに村の面積の8割を占める森林を有効活用していくか。これからの猿払村にとっては重要な課題だと考え、ここに載せさせていただきました。

森林産業の再生は、一つ目の質問にもありました再生可能エネルギー産業ともリンクいたします。また、これだけの資源がある中、新しい雇用も生める産業だと考えます。森林産業の再生ついて、村長の考えをお聞きいたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今、議員のほうから、ほとんど林業が当村で行われていないのではないかという御指摘でございますが、実際は、まさしくそうでございます。78パーセントぐらいが森林であるということもございますが、当村の歴史を振り返

りましてもですね、もちろん、私どもの村は漁業が中心にできたわけでございますが、当初は、それともう一つ森林の伐採等による林業。林業から誕生した村でございます。そのような歴史を振り返りましてもですね、私も、林業が何とかならないのかなと、かように思っているところでございます。

先ほど議員も申し上げましたが、本村の森林の状況といたしましては、大手の森林所有者が占めている状況であることからですね、猿払村森林経営計画に沿って、森林所有者と村が共同で森林の経営を行う。森林における施業や法に努めながら、また、効率的な路網整備や間伐等を進め、森林の有する多面的機能を十分に発揮できるようにしてまいりたいと考えておりますが、それが今すぐ人口などの増加に繋がるとは思いませんが、私たちの子孫に村の健全な森林を残せるようにしてまいりたいと思っております。

実際のところ、国などの制度も変わりましてですね、林業に関する村の予算は、議員からも指摘を受けておりますが、年々減少しているというのが実態でございます。私も何とかですね、実際、課の中においても担当者は他の産業と兼務しながらやっていると。力が入っていないと言われれば仕方のない状況ではございますが、そのような中でも、少しでも振興できる策を、今後考えていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：私も村長のおっしゃったとおり、森林産業が今すぐこの猿払村で再生し、人口増にすぐ繋がるかと。非常に難しいと。まして、ここで質問をしている私も、行政にばかり森林産業と言っていますが、山林所有者の一人でもあります。であれば、私たち民間も一生懸命頑張らなければいけないし、行政とともに手を組み合ってやらなければならないということも承知はしておりますが、いかんせん、ここ何年もの間、森林がお金を生む時代ではなかった時代が長く続きました。今、ここにきて、国、北海道では、森林を見直そうという施策が数多く打ち出されています。ここで、やはり一自治体の猿払村も、国、道とタッグを組んで、

この有効な資源である猿払村の森林を、何とかして産業再生に向けていただきたいと、私は考えます。少ない情報量かもしれませんが、少しでも情報を取っていただいて、国、道とタッグを組んで新しい産業が生めるよう。

次の資源としては、村長はよく、猿払村の資源は豊富だと言います。海も山も、酪農に関しても、ホタテにしても、資源は豊富なのでしょうけど、その豊富な資源を使うためにも、森林に目を向けていただきたいと思うところです。

次に3番目の、高齢者、幼児、児童の福祉産業。産業という形で、ここに書かせていただいたのは、村として高齢者の就業対策や、きのうも、ななかまどの会の話題が、ここでいろいろと出ました。大石教育長のほうからは、高齢者の方からお菓子の実演をいただいて、ボランティアでいろいろな人が集まって、という話もありました。できれば、そういうものを私は、産業として村に根付けられないか、ということで、ここに質問させていただきました。あくまでもボランティアで、高齢者の方々や、児童の方々や、障害者の方々を支えるというのも確かに一つではありますが、そこに産業が芽生えないと、私は持続しないと考えます。

基本的には高齢者の方々と一緒に働いて、それが高齢者のためになって、それが少なからずとも報酬という形で返ってくる。そのような産業が、私は必要でないのかなと。同じことが障害者の方々にもいえるのではないのかなと。きのうも、義務教育までは何とかこの村で、という目処が立ったというお話もありました。その後、この村では、どうにもならないというのが、私は今の現状ではないのかなと。各企業や村も協力して、そういう受け入れ対策を作ること急務ですが、何とか福祉産業を村の中で創出したいと私は考えます。

業者、村、また学校関係者と共に、まず計画を練ること、ビジョンを作ることから、私は始めるべきではないのかなと。何もなかったら、すぐ就労支援とかはできるとは考えません。関係者各位が集まっていたら、一日も早く、そのビジョンを練るための会なりができるのが、まず産業の第一歩

かなと考えるところです。この点に関して村長の考えをお聞きします。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：ただ今の御質問にお答えをいたします。産業創設、人口増加という、そういった村長の標榜する大きなテーマがありますけれども、こういった視点で高齢者、障害者、あるいは幼児等を含めた福祉産業ということの可能性ということで、お尋ねであります。

これまで、昨日も含めて、御同僚議員から御質問いただいた部分と、やはり関連をしてくるのではないかというふうに思っておりますが、きちんと我々は分析をしなければならないと思うのはですね、今の本村の状況としては、高齢者の方々が支援を。どうしても段々悪くなると。自分自身も不安だという、そういった支援が必要になること。あるいは、なってきたので、それを予測、あるいは防御するために利便性のある条件の所に転出をせざるを得ない。あるいは、障害を持つ方々もですね、就労はもちろん、生活するのに困難ということで転出、そういった場を求めていかざるを得ないという、こういうことをきちんと理解をしなければならないということを思っております。

このような状況を踏まえますと、福祉に係わる産業を興して、人口を増やす、あるいは活況という視点。そこに就労人口も増やしてという、そういった視点も、もちろん大事だと思いますけれども、やはり基本は、私が前段でお話をさせていただいた、人口を減らさない。そういう視点で高齢者が元気に過ごす、あるいは、障害を持った方々が住み続けることのできる条件。これを、どうやって作っていくかということが基本だなというふうに、議会でのいくつもの御質問や御意見をいただきながら、行政側としてしっかり認識しなければならないのだろうと思っております。村長とも、こういうところを、お話をしているところです。

議員から今の御質問で、いろいろお話がありましたし、昨日等も含めた御同僚議員へのお答えと繰り返しになりますけれども、教育委員会と保健福祉課担当のほうで連携をして、高齢者の方々の生きがい

だとか、働く場の創出に繋がる活動を検討して、試みとして取り組みを始めたところでもあります。さらには、昨日もお話をさせていただきましたけれども、独居高齢者の方々だとか、介護が必要な方、あるいは障害者の方々の生活支援に繋がる施策ということで、見守りだとか相談支援がセットの住まいの提供。あるいは、障害者の方々が少しでも就労経験を積むことのできる場の設定ということで、就労経験から雇用体験ですね。といったところの企業さんへのですね、支援制度。これは年頭に検討すると。していきたいというふうに、きのうお答えをさせていただきました。

さらに、あわせてですね、議員のほうからも、あるいは商店街振興に絡んでの昨日の御質問にもありましたけれども、今、指摘をされているのは、やはり社会的に求められている、あるいは地域が必要としている取り組み、その仕事といいますか、業務といいますか、いわゆるコミュニティービジネス、あるいはソーシャルビジネスという、そういった範疇のものをですね、おっしゃるとおりボランティアではなくて、街の中に、具体的に言えば、指摘をされています地域食堂だとか共生サロンだとか、そういったことも含めてですね、それがボランティアではなくてコミュニティービジネスとして、ソーシャルビジネスとしてできると。

そういった、やろうという気持ちにですね、なっていただくような、行政としては運営の支援だとかですね、施設設備の助成だとか。それは当然、商工会だとかですね、地域のほうとの連携がないとできないことですが、具体的には、そういったところを作り上げていくということが、直接の新しい雇用を作り出す産業、という括りでのお答えにはなりませんけれども、こういった考え方や施策が実を結ぶと、成果が現れるというときがですね、地域の持続というところに繋がるのだらうというふうに考えております。

支援策等の一つとしてもですね、人材育成という視点が必要だということも御指摘いただきましたので、そういったこともあわせて、新しい雇用を作り出すということには、なかなかすぐには結び付かな

いかもかもしれませんが、そういった意味での行政の支援策を、産業創造の可能性を考えながら、具体的なものを一つ一つ御提案をしていきたいというふうに思います。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：再生可能エネルギー産業、森林産業、高齢者や幼児、児童の福祉産業、という形で、三つの新しい産業についてお聞きさせていただきました。きのうとダブる点もありますが、どれを取っても一朝一夕にいくものではないと私も考えております。でも、難しい問題だからこそ、早く計画を練らなければ、実現もまた遠くなる。できれば、一番近いものから、すぐできる。行政にもスピードが求められている時代です。今の行政は、私はチャレンジャーであっていいと考えます。挑戦する自治体があつていい。昔の感覚でいくと、行政には失敗は許されない、という私の感覚もありますが、今の時代、行政も失敗していいのではないかな。挑戦して、駄目なら見直して、もう一度やり直す。そこに、不要だと考えられるコストがあつたとしても、それは次のステップとして有用なコストと考える。そのような考え方を持って、私は猿払村が進んでいっていただければと。できるものはスピーディーに処理していただく。できないものは一度立ち止まって、もう一回後ろを振り向いて考えていただく。そのような形で新しい産業が、いち早くできることを願います。

次に、(2)と(3)の質問に移りますが、昨日も同僚議員の方々が、商工業の振興、水産業、農業とやっていただいたので、(2)と(3)を同時に質問いたします。執行方針の中の地域産業のところ、基幹産業の強化と新たな産業振興への挑戦、という副題がありました。産業振興への挑戦と書かれておりましたので、私は新しい産業を創出するために、今回の執行方針があつたのかなと考えました。村長の考えである産業振興への挑戦。具体的中身をお聞きしたいと思います。

3番目の質問ですが、既存産業の中で、酪農、水産、商工業の具体的な振興策についてお聞きします。

きのうも同僚議員の中でありましたが、できれば具体的に、これも振興策についてお聞きしたい。

きのうの同僚議員の質問、産業課長の答弁の中に、水産の振興は既存の魚種をさらに振興させるような形で基盤強化を図る、という答弁もありましたが、この5年間、漁家の人数というか、水産業に携わる漁師さんと限れば、水産人口としては増えていないと考えます。うろ覚えで、すみません。この五、六年、確か250名前後で、多分推移しています。今の基幹魚種のホタテ、カニ、サケを獲っていて、多分人口増には繋がっていない。今のままでいって横這いで推移していくのが、今の時代、こういう地域では優秀なことなのかなと思います。産業課長の答弁のように、既存の基盤強化をして、ということでは、多分、新しい村長の思いの人口増には繋がらないのかなと。

農業にしてもそうだと思います。この10年間で新規入植者は、昨年、芦野に入った1人だけだと思います。その前に入った方々は、浅茅野台地に2名の方々が10年以上前に確か入植したと考えます。

今のままの酪農、水産、うちの基幹産業である二つ。このままの形を基盤強化して人口増を図るのは、私は難しいのかなと。きのう、同僚議員のほうからもあった違う魚種、コンブやウニやナマコや、そのような魚種を考えて、違う職種の漁師さんが増えるとか、違う酪農家さんが増える。入植者を増やす、というようなことで人口増を図るのが、私は具体的な案でないのかなと考えます。その点について、村長のお考えをお聞きします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：私にとっても大変ボリュームのある質問でございまして、何から答えたらいいのか、ちょっと思い付かないのですが、適当に答えますから、後で答弁漏れがあったら教えていただきたいなと思います。

まず、答えやすいところで当然、水産業から話させていただきますけれども、水産業に関しましては、昨日、産業課長のほうから答弁したとおりでございますけど、あの中に、昨年の水揚げが4万3700トンという答弁がございましたけども、この数字は

昨年に限っていえば、残念ながら日本一ではございませんでした。10年振りか何年振りかは分かりませんが、日本一の座を、ほかの漁協さんに譲る形となりました。しかしながらですね、今は数量を争う時代ではございません。しっかりと生産設備によって、港、船などの生産施設によりましてですね、しっかりと資源を作って、それで、しっかりと衛生管理した加工場で、その上で、販売流通網をしっかりと勉強して、製品を出荷すると、そういう時代でございます。ですから、今後においては生産設備の充実にてですね、国や道の力を借りながら、そして個々の企業者の皆様にはですね、積極的に村から支援しながらですね、水産業を振興させてまいりたいなと思っております。

また、話が飛び飛びになりますけど、新たな挑戦ということに関しましては、昨年から申し上げており、私はやはり観光業でないのかなと思っております。今年は開村90周年ということもありますけども、それらも踏まえてですね、観光予算も倍以上の金額になっております。観光協会が中心となりましてですね、さるふつ公園の計画とか、様々なことを議論しておりますので、この観光産業の中でも、特に食に関する産業として、二次加工に繋がる、本当に猿払の名産品を、しっかりとしたものを作る、そういう産業として、振興させたいと思っております。

農業に関しましては、先ほども申し上げたとおり、私は、みんなが憧れる職業にしたいというのが一番の思いです。そのためにバイオマスというのは、私は効用があるのではないのかなと思っておりますので。原則的には、個々の農家の皆様に、自分たちの工法で、自分たちのやり方で、衛生的な牧場を作って、いい品物を作ってください、というのが私の思いでございますが、そういうことができるような施策を実行してまいりたいなと思っております。あと何か。よろしいですか。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：すみません。一気にボリュームの多い質問で申し訳ありませんでした。一つずつやればよかったなと反省しております。新

しい挑戦は観光産業というところで、商工観光費のほうも、今年度は予算が大分増えているようでございます。何とか観光産業を、猿払村の一つの新しい産業を重点的に、村が一番早く手が付けられる新しい振興策の産業ではないのかなと、私も考えるところでございますので、観光協会の方々と連携を取りながら、新しい産業が成功するような形で、今年一年、観光産業に力を入れていただきたいと思います。

4番目の質問です。既存産業の振興を図るためには、新たな人材の受け入れや、後継者対策が重要と考えます。私たち商工業者も含めてですね、各団体や個人個人の取り組みも重要であるということは認識しておりますが、やはり、こういう 2, 700人の小さな自治体です。自治体としての取り組みも、同様に重要と考えます。村長の考えについて、後継者対策、新しい人材の受け入れ、というところで質問いたします。前回の本会議場での私との質問、答弁のやりとりでも、村長のほうから、若者とよそ者が重要である、という発言もいただきました。この点も踏まえて、私も同じように、よそ者という言葉がいいかどうか分かりませんが、違う地域の方々が猿払村のキーマンになってくれるようなことも必要ではないのかなと考えるところです。村長の考えをお聞きます。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。前にも答えたかもしれませんが、私も若者、そして、よそから来てくれる方が、これからは非常に大切だと思っております。また、遠くから来られる方を温かく受け入れることができる村。そういう村になっていただきたいなと思っております。私も人生の半分ぐらいを、いろいろな所で過ごしましたので、本当に、いろいろな所には、いろいろな考え方の、価値観を持っている方がいらっしゃいますから、そういう価値観の違う方に、たくさんこの村にいらしていただいて、そして、面白い村をつくっていききたいなと思っております。

ただ、現状のですね、後継者等の問題に関しまして、村として何をやっているかと言われますと、確かに、なかなか村として効果的なことができてい

かと言われると、できていないというのが現状でございます。まずはですね、村民に酪農業や水産業、商工業に対する興味や関心を高めることにより、担い手の確保、育成や、本村で培われてきた多彩な各種技術の伝承を図るため、副読本の配布などにより、小中学生の各産業に関する知識の普及、推進に繋がりますし、また各加工場、牧場などでですね、体験していただいて、この猿払村の産業全体をより理解していただいて、その上でたくさん、うちの村は高校以上はありませんから一度外には出ますけども、一度外に出て、いろいろな価値観を味わってきてですね、そして、うちの村に戻ってきて、みんなでの村を活性化させてまいりたいなと思っております。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：次に私が発言しようかなと思っている小中学生の体験のことを、村長のほうから先に答弁されました。私も単純に、後継者対策、今の商工業や酪農だとかが簡単に後継者対策というのは、村としても、私たち個々でも、非常に難しいのかなと。それよりも、今、村にいる子どもたちが、村に留まっただく、帰ってきていただくような施策をすること。村のいいところの文化を伝承していくことだったり、水産業のこと、酪農のこと、猿払村の自然、猿払村でしかできないこと等を、小中学生のときに、そういう猿払村独自の教育ができれば、村としても、村に戻ってきていただける若者が増えるのかな、という感覚を持っています。そのためには長いスパンが掛かるかもしれませんが、学校教育関係者との連携を取って、村に留まっただく若者を増やす施策が必要だと考えます。

次に、4番との質問とも絡みますが、昨年の9月に、地域おこし協力隊という総務省の制度がありますよと、ここで村長と質問のやり取りをさせていただきました。あれから半年が経ちました。開村90周年のイベントに利用したらとか、新産業の創出とか、産業の後継者対策とか、各集落の支援員だとか、いろいろ有効利用の方策がありませんか、という質問をさせていただきました。村長のほうからは、総務省の制度を利用して、積極的に役立ててい

きたいという、前向きに考えたいという旨の発言がございました。3月定例会を迎えても私の所には、地域おこし協力隊に関しての情報は、まだ一切入ってきておりません。

新年度に向けて、地域おこし協力隊を募集するのか。猿払村にとっては必要ない、という答弁でもよろしいかと思いますが、これまでの地域おこし協力隊の中での検討内容、これからの制度の利用について今一度、質問をさせていただきます。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。地域おこし協力隊制度については、昨年9月定例会の一般質問で、受け入れに対して、地域や関係の団体と協議を進めたい、と答弁しております。前提で、協力隊員の住居を小石地区の職員住宅として、募集を行う予定でございました。そのため、財政措置などを含め北海道と協議しておりましたが、今後も小石地区も含め職員住宅などが不足しており、隊員向けの住居を確保できない状態となっております。今後は、住居の確保ができた段階でですね、地域おこし協力隊の募集を行い、制度の活用を図っていくと考えています。ちなみに、協力隊員には、住民の生活支援、見守り、通院、買い物などのサポートや、情報発信支援、広報誌や村ホームページなどのサポートなどに従事してもらいたいと考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：前回もこの場で、住居の問題がちよっとネックになるという話を聞きました。住居の問題だけなののでしょうか。必要ないのかな、という気もしております。私は、非常に地域おこし協力隊は良い制度だと考えている一人ですから、半年、1年遅れることによって、村の財産の喪失という意味では、もったいない話だなと。

地域おこし協力隊に募集したときに、世帯持ちの方もいますでしょう。单身の方もいますでしょう。单身であれば、1人ぐらいであれば何とかできないのかなど。公営住宅の政策空き家になっている所でも、1年間なら1年間、そこに我慢して住んでいたいて、協力隊として。多分、都会の方々に、本当

に寒いこの猿払村に来て、そういう所に住んで、大変だった、という方もいるでしょうし、こういう経験がいい、という方もいらっしゃると思います。今、都会の若者などは、結構、海外のほうにも行っているそうです。リュック サック一つで海外の支援にも出向く。東南アジアの発展途上国のほうにも出向いて、いろいろな子どもたちに支援策を講じている時代です。同じ国内で、このような方々が、私は、いるのではないのかなと思います。

住居だけの問題で地域おこし協力隊を募集しないのは、非常に残念です。前段からあった新産業の創出や、再生可能エネルギーも、やはり人材というのが重要なキーを持っていると思います。

先ほども話した下川町のエネルギーの話ですが、下川町に一の橋地区という限界集落に近い集落がございます。地域住民84人。ここに下川町は、バイオビレッジと銘打って、8億円もお金を掛けます。それで、エネルギーや住居、エネルギー等は自給自足。多分すごい挑戦だと、私は考えます。84人の方々が、どんどん人口が減って行って、それで8億円を使う。多分、私も猿払村がそのような議案を上程してきたらノーと言うと思いますが、そこには、地域おこし協力隊がおります。それで、新しい人方、新しい移住者を生む。将来性のある、未来を見据えた、私は施策だと考えます。そういう施策が今の猿払村には、厳しい言い方をしますと、ないのではないかと思います。

8億円ものを事業を使うこと。先ほども言いましたが、行政が新しい挑戦者になっていいと私は考えます。今一度、村長の考えを聞きたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：まず、地域おこし協力隊につきましては、私も必要なものと思っております。住居等を含めましてですね、もう少し受け入れ体制を早急に整備したいなと思っております。

また、下川町の挑戦に関しましても、同じような挑戦は猿払村ではないのも、また事実でございます。今後に向けましてはですね、皆さんで英知を絞ってですね、そのような挑戦をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：それでは次の質問に移らせていただきたいと思います。二日目の朝から非常に重たい、ボリュームのある質問で、結構時間も掛かりましたので、二つに関しては前回は質問していますし、12月の定例議会でも同僚議員のほうから、村所有の施設についてということで質問がありましたので、簡単に、かいつまんで質問したいと思います。

質問通告書にあります、旧役場庁舎のように、使われてはおりますが耐用年数が過ぎているもの。また、猿払小学校のように、廃校になってから一度も使われることなく、そのまま閉鎖状態にあるもの。また、古い職員住宅や古い自治会館等もあるように感じております。前回は同僚議員に答弁はありましたが、早い段階での計画が、私は必要であると考えます。村でお金を掛けて維持していくのも一つの方策でしょう。それと、早目に解体するというのも、私は村の判断だと考えます。

ただ壊せばいいという考えではありませんが、できれば古い住宅でも手を掛けて使う。今の地域おこし協力隊の話ではないですけども。猿払小学校だって、木造の学校が見直される時代です。北海道の過疎地域でも、学校がインターネットで売られる時代です。そのような知恵を行政としても必要ではないのかと考えます。その辺のことも含めてですね、これからの使用方法や、解体の計画等についてお聞きします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えをいたします。総務課管轄所管で、現在使用されていない施設といたしましては、豊富猿払森林組合倉庫、旧猿払小学校の校舎、体育館。職員住宅では、1戸建て2戸と本年度取り壊し予定の1棟2戸があります。

豊富猿払森林組合倉庫については、光ケーブル敷設事業の際に工業者の事務所として使用していましたが、現在は空室の状態であります。事務所等として、まだまだ使用できる建物であり、当面は現状のまま管理を続けたいと考えております。

旧猿払小学校の校舎、体育館につきましては、昭和42年に建設され、閉校後にホタテ貝殻を活用した製品開発での利用が検討されたり、猿払自治会に相談し利用方法について協議を進めてきた経過はありますが、現状としては利用のないまま残っているのが現状であり、このまま再利用の予定がないとすれば、早い時期に解体を検討しなければならないと考えております。

職員住宅の空き家は、昭和40年代前半に建てられたもので、これまで職員等の入居にあわせて修繕をしながら使用してまいりましたが、耐用年数は既に経過し、これ以上手を掛けても経費の無駄になると判断し、計画的に取り壊すことを考えており、北1条通りにある1棟2戸につきましては新年度に解体の予算を計上しているところであります。

また、昭和48年に建設され、築40年が経過し、現在も使用しております生活改善センターにつきましては、これまでも改修工事を行い、維持管理に努めてまいりましたが、建物の一部にアスベストが使用されていることもあり、解体の方向で計画しております。

あと、教育関係の施設につきましては教育長のほうから答弁いたします。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：お話のあったように、オホーツク海沿岸の所で学校が6校、インターネットで売買されて、そして、いくつかが企業として、いろいろな活用をされているというような話もございましたし、売れずに、やはり残っている所もあるようですが、画期的な取り組みでないかなというふう感じていました。そういう意味では前回の中でお答えした中に、複合的な施設も含めて検討しなければならないということで、お話をさせていただいたとおりでございますが、教育委員会の管理している施設につきまして報告をしながらですね、今後その方向性を含めてお話をしたいと思います。

教育委員会の管理している小学校は6校、中学校1校。建設年度の一番早いのが、鬼志別小学校の昭和58年建設。一番新しいものが、浜猿払小学校の平成9年というふうになっております。また給食セ

ンターにつきましては昭和54年建設で、34年経過しているという形になっております。

また学校施設と併設している教員住宅がありますが、現在、昭和43年建設のものから平成22年建設まで、51戸を管理しております。その中で今、入居はしていないものもございますが、それについては遊休施設ということではなくて、人事異動の際に変動があると。そのための空きの住宅でございますが、1年というスパンであれば、入居制限をしながら他の利用もしている場合があるという形で活用させていただいております。

そのほか社会体育施設として、村営プール、柔剣道場、スポーツセンター、農村環境改善センター、野球場、スキー場などがありますが、プールなどは昭和46年、柔剣道場は昭和52年と、対応年数を超えているものがございます。

それから議員の御指摘のあった旧庁舎ですが、昭和38年建設で50年を経過しているということでございますので、これらについては今まで行財政改革以来、(聞取不可)で最低限の補修をして維持してきている状態であったために、現時点では教育関係施設等と改修計画及び解体計画は持ってございません。

各施設、老朽化だけではなくて、時代のニーズや、他の総合的な視点も含めてですね、現在の要求されるものには対応していない状態にあります。そういう意味で教育委員会としても、これらの改修計画をですね、村全体のランドデザインと融合させるような視点を持って、これから考えていかなければならないなど。前回お話ししたときと同じ視点でございますが、そのような形で平成25年度を取り組んでいきたいというふうに考えています。以上です。

○議長(山須田清一君)：小山内君。

○議員(小山内浩一君・登壇)：旧役場庁舎やプール、それに村で持っている各施設等。私も、そのまま使うのもいいのかなど。計画的に、という話もありました。なるべく早い段階でビジョンを作っていただいて、複合施設なり、きのうも同僚議員の中で図書館の問題等もありました。文化施設、スポー

ツ施設、教育施設等も含めながら、村全体で考える時期ではないのかと考えるところでは。

次に、6月の定例会で質問させていただいた、利用されなくなった建築物や工作物についての質問をさせていただきました。具体的には、離農したあとの堆肥置場等の上屋等ということで質問させていただきましたが、その後、各関係団体と協議をして再利用や再活用の方法を見つけ出すと、答弁をいただきました。その調査内容、進展状況についてお聞きいたします。

○議長(山須田清一君)：巽村長。

○村長(巽昭君・登壇)：ただ今の質問にお答えをいたします。昨年6月の議会の際には、農業用施設は、その用途で利用することが望ましく、農地、施設を含めた全体的な活用のため、新規就農などによる農場の継承を目指す。一時的な活用が困難な事例は、JAを中心に、施設所有者、周辺農家と協議し、有効な活用方策を見出す、と答弁いたしました。

その後の進展状況といたしましては、芦野地区において新規就農者の就農が決定し、昨年11月より順次乳牛を導入し、搾乳を開始しているところであります。これは、北海道農業公社が事業主体となる農場リース事業を利用したものであり、離農跡地を同公社が一括して買い上げ、新規就農者に5か年間貸し付け、その後、新規就農者に譲渡する制度で、初期投資を抑えながら農場取得に必要な資産の一部を形成することができる仕組みとなっております。

また、昨年の6月の答弁の繰り返しとなりますが、家畜排泄物法の施行にあわせて整備が進みました堆肥舎につきましては、このような施設が酪農経営に必須とされたことから、道営や公社営といった補助事業を活用し建設したものが中心となっておりますが、残念ながら整備後数年で離農に至ったという案件が発生しており、利活用につきましてはJAが中心となり協議を重ねた結果、周辺農家の方々が堆肥の切り返し作業を行う場として利用するなどの方策を見出しております。今後も、離農に至る経緯や、離農後の状況が様々でありますとともに、あくまで個人の資産となっておりますことから、関係する方々との協議、調整により、合意が可能となった部

分から進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：1項目目のエネルギー関係、産業振興。あと、村有の施設の有効活用や計画。また、昨年も質問させていただいた、利用されなくなった上屋の問題といった質問をさせていただきました。昨日の同僚の一般質問から私の質問まで、産業関係の質問が非常に多いというのが私の印象です。ということは、裏を返せば、産業の振興はみんなの思いであるのかなと。また、猿払村にとっては、停滞まではいかなくても、基幹産業がしっかりしているから新しいものには、という考え方があるのかなという思いもありました。

人口の増加、産業の創出等は、高齢者、エネルギー、全てリンクしているものと考えます。私は、この猿払村で夢が語れる、夢があるような村でなければ、この地域は持続できないのではないのかなと。村長が言う、日本一安全安心な食料基地をつくるのも、やはり私は人材が大事ではないのかなと。ただ地域と基幹産業があるだけでは、私は、このことは実現できないと。孫の代まで永住できる猿払村をつくるためには、私は人材育成は絶対に欠かせないものだと考えます。それには先ほども言いましたが、若者や他の地域の方々、都会の方々の力も絶対必要だと考えます。

厳しい言い方をして、未来だとか将来のことを、あまり考えていないのではないのかなという話も、ちょっとしたのですが、一つ、村の中での私の提案であります。エネルギーも高齢者も子どもらも、ほかの産業関係も福祉も教育も、私はリンクしていると考えますので、人口増に関しては、私は、この村の中でですね、20代、30代の職員。20代、30代の、この村を担っている産業、商工業者も含めてですね、仮称というか、私の思いは、環境未来ビレッジ推進会みたいなものを作って、20代、30代の若い。いや、ここにいる方々が年寄りとは言いませんが、20代、30代の方々が自分の将来を考える村づくりをできる課というか、会というか。そういうのはどうでしょうかね。

各課が離れて、行政の縦割り、横の繋がりが重要だといわれている中、各課から出て、その理想ビレッジ計画課みたいなものがあって、そこから大きな将来像が出される。その項目が一つ一つ、産業課だったり、建設課だったり、保健福祉だったり、というところに細かく落ちていく。それをまた、行政マン、行政経験豊富な課長の方々が考えて、猿払村の未来を語る、できる、実現させる。そのような課や会があってもいいのかなと思います。くどいようですが、猿払村はチャレンジャーであっていいと思います。チャレンジできる自治体の一つとして、北海道に名を広めていけるような村になっていただきたいと思います。

また、今、若い人の話もしましたが、私たちが行政視察で行った白老町の、おばあさん方の食堂、グランマと言われる所。また四国の上勝町で、本当に有名ですが、葉っぱビジネス。また、この前、島根県でも食堂とお土産店を経営している70代の方々。70代の方々でも夢が語れる村。非常に理想ではないのかなと考えます。そういうような形で高齢者と若い方々が、ともに手を取り合って、村の将来を語れる村になるような産業の創出という課題で、考えていただけたらなと思います。以上で私の質問は終わります。

○議長（山須田清一君）：答弁を求めますか。

○議員（小山内浩一君）：ありましたら。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の御意見、素晴らしい御意見だと、お伺いいたしました。いつか議員が、この村の先頭になって引っ張る日を、心から期待しております。

○議長（山須田清一君）：これで一般質問を終結いたします。